

第3回丸亀市自治基本条例の見直しに関する検討結果報告書

資 料 編

丸亀市自治推進委員会

資料編

- 資料1 丸亀市自治基本条例…………… 1
- 資料2 自治基本条例に関するアンケート【調査結果】…………… 8
- 資料3 自治基本条例に関するアンケート【調査用紙】……………37
- 資料4 アンケート結果による検証ワークシート……………43
- 資料5 条文・運用検証のワークシート…………… 53

○丸亀市自治基本条例

(平成 18 年 3 月 27 日条例第 5 号)

改正 平成 26 年 6 月 16 日条例第 18 号

丸亀市自治基本条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 市民の権利及び責務(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 議会の権能及び責務(第 6 条―第 8 条)
- 第 4 章 市長、他の執行機関及び職員の責務(第 9 条―第 11 条)
- 第 5 章 コミュニティ活動と市民公益活動(第 12 条・第 13 条)
- 第 6 章 情報の共有(第 14 条・第 15 条)
- 第 7 章 市民参画及び協働(第 16 条―第 21 条)
- 第 8 章 市政運営の原則(第 22 条―第 31 条)
- 第 9 章 最高規範性(第 32 条)
- 第 10 章 雑則(第 33 条・第 34 条)

附則

前文

丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。

私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。私たちは、お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、丸亀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項

を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。

(基本原則)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。

- (1) 市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。
- (3) 市民は、市政への参画の機会が保障されること。
- (4) 市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。
- (5) 市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第4条 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける権利を有する。

- 2 市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参画する権利を有する。
- 3 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。
- 4 市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる。
- 5 市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 議会の権能及び責務

(議会の権能)

第6条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定のほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。

- 2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。

(議会の責務)

第7条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な事項を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

- 2 議員は、市民福祉の向上を図るため、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めなければならない。

第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務

(市長の責務)

第9条 市長は、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。
- 3 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。

(他の執行機関の責務)

第10条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない。

第5章 コミュニティ活動と市民公益活動

(コミュニティ活動)

第 12 条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

(市民公益活動)

第 13 条 市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

第 6 章 情報の共有

(情報の公開及び共有)

第 14 条 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第 15 条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第 7 章 市民参画及び協働

(参画)

第 16 条 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

(政策形成及び実施過程への参画)

第 17 条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前 2 項に規定する意見を求める場合に関し必要な事項は、別に定める。

(審議会等の運営)

第 18 条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前 2 項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

(住民投票)

第 19 条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めたときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。

3 議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。

4 議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、法の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、第 2 項に規定する条例の制定を発議することができる。

5 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(協働)

第 20 条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

(自治推進委員会の設置)

第 21 条 市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。

4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。

5 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 8 章 市政運営の原則

(行政手続)

第 22 条 市長等は、行政処分等に関する手続を定めて、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(説明責任及び応答責任)

第 23 条 市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

2 市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならない。

(総合計画)

第 24 条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(組織)

第 25 条 市長等は、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するとともに、市民に分かりやすい組織の編成を行わなければならない。

2 市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。

(財政の健全性の確保)

第 26 条 市長は、健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。

2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年 2 回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

(出資法人に対する指導等)

第 27 条 市長等は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人に対し、当該法人の運営が健全に維持されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(行政評価)

第 28 条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。

(監査)

第 29 条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。

(国及び県との関係)

第 30 条 市は、国及び香川県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。

(他の地方公共団体等との関係)

第 31 条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。

第 9 章 最高規範性

第 32 条 この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。

2 市長等は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。

第 10 章 雑則

(条例の見直し)

第 33 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 16 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

自治基本条例に関するアンケート

【調査結果】

1 調査の概要

(1) 調査の目的

第二次丸亀市総合計画後期基本計画への改定や第五次丸亀市行政改革プラン、また、丸亀市自治基本条例の検証にあたり、市民が日常生活の中で感じていることや、現在の取組に対する満足度と今後の重要度、また前回調査時（平成 28 年度）と比べた市民意識の変化などを把握し、計画の策定や条例の検証の方向性を導き出すことを目的とする。

(2) 調査の方法等

対象	16 歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出）
方法	郵送配布、郵送及びW e b 回収
時期	令和 3 年 5 月 28 日～6 月 14 日
配布数	3,000 票

(3) 調査の内容

項 目	設 問 内 容	
回答者の属性	問 1	性別
	問 2	年齢
	問 3	居住地区（コミュニティ単位）
	問 4	丸亀市での居住期間
総合計画について	問 5～9（略）	
行政改革について	問 10～14（略）	
自治基本条例について	問 15	「丸亀市自治基本条例」の認知度
	問 16	「丸亀市自治基本条例」を知るきっかけとなった方法
	問 17	まちづくり活動への参加の有無
	問 18	まちづくり活動に参加するにあたっての必要事項
	問 19	丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思うか
	問 20	マルタスに期待すること
	問 21	市政に関する情報を得ている方法
	問 22	丸亀市からの情報発信についての満足度
	問 23	丸亀市からの情報発信について不満を感じる理由
	問 24	市政への参画経験
	問 25	市政に参画する場合の参画方法
	問 26	自治基本条例の内容や運用に関するご意見・ご要望

(4) 報告書の見方

- (1) 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- (2) 2つ以上の回答を可能（複数回答）とした質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合がある。
- (3) 図表中における年齢別などの属性や、他の質問とのクロス集計結果については、該当する属性等の設問に対する無回答（例えば、年齢別でクロス集計する場合における年齢の無回答者）を除いて表記しているため、属性ごとの基数の合計と全体の基数は同じにならない場合がある。
- (4) 図表中においては、見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値（例：0.0%、0.1%など）は図中標記から省略している場合がある。
- (5) 報告書中の図表では、回答選択肢の表現を短縮している場合がある。
- (6) 居住地区別（コミュニティ単位）での分析では、丸亀市都市計画マスタープランで設定している地域区分を基本として、以下のとおり整理している。
 - ①中心市街地（城北・城西・城乾）
 - ②周辺市街地（城坤・城南・土器）
 - ③丸亀中部（飯野・川西・郡家・垂水）
 - ④島しょ部（本島、広島）
 - ⑤綾歌（栗熊・岡田・富熊）
 - ⑥飯山（飯山南・飯山北）

2 調査の結果

(1) 回収状況

回収数と回収率	1,377 票 (45.9%)
うち郵送回答と回答に占める割合	1,146 票 (83.2%)
うちWeb回答と回答に占める割合	231 票 (16.8%)

(2) 回答者の属性

●問1 性別 ●問2 年齢

区分	男性	女性	その他	回答しない	無回答	総計	(%)
1. 16～19歳	23	36	—	1	—	60	4.4
2. 20～29歳	32	53	—	—	—	85	6.2
3. 30～39歳	86	102	—	6	—	194	14.1
4. 40～49歳	88	113	—	1	—	202	14.7
5. 50～59歳	112	132	—	3	—	247	17.9
6. 60～69歳	134	156	—	1	1	292	21.2
7. 70歳以上	155	136	—	1	1	293	21.3
無回答	—	—	—	1	3	4	0.3
総計	630	728	—	14	5	1,377	100.0
(%)	45.8	52.9	—	1.0	0.4	100.0	

●問3 居住地区（コミュニティ単位）

区分	総計	(%)
1. 城北	73	5.3
2. 城西	65	4.7
3. 城乾	48	3.5
4. 城坤	170	12.3
5. 城南	81	5.9
6. 土器	133	9.7
7. 飯野	60	4.4
8. 川西	73	5.3
9. 郡家	174	12.6
10. 垂水	68	4.9
11. 本島	3	0.2
12. 広島	2	0.1
13. 栗熊	46	3.3
14. 岡田	46	3.3
15. 富熊	54	3.9
16. 飯山南	73	5.3
17. 飯山北	132	9.6
18. 不明	65	4.7
無回答	11	0.8
総計	1,377	100.0

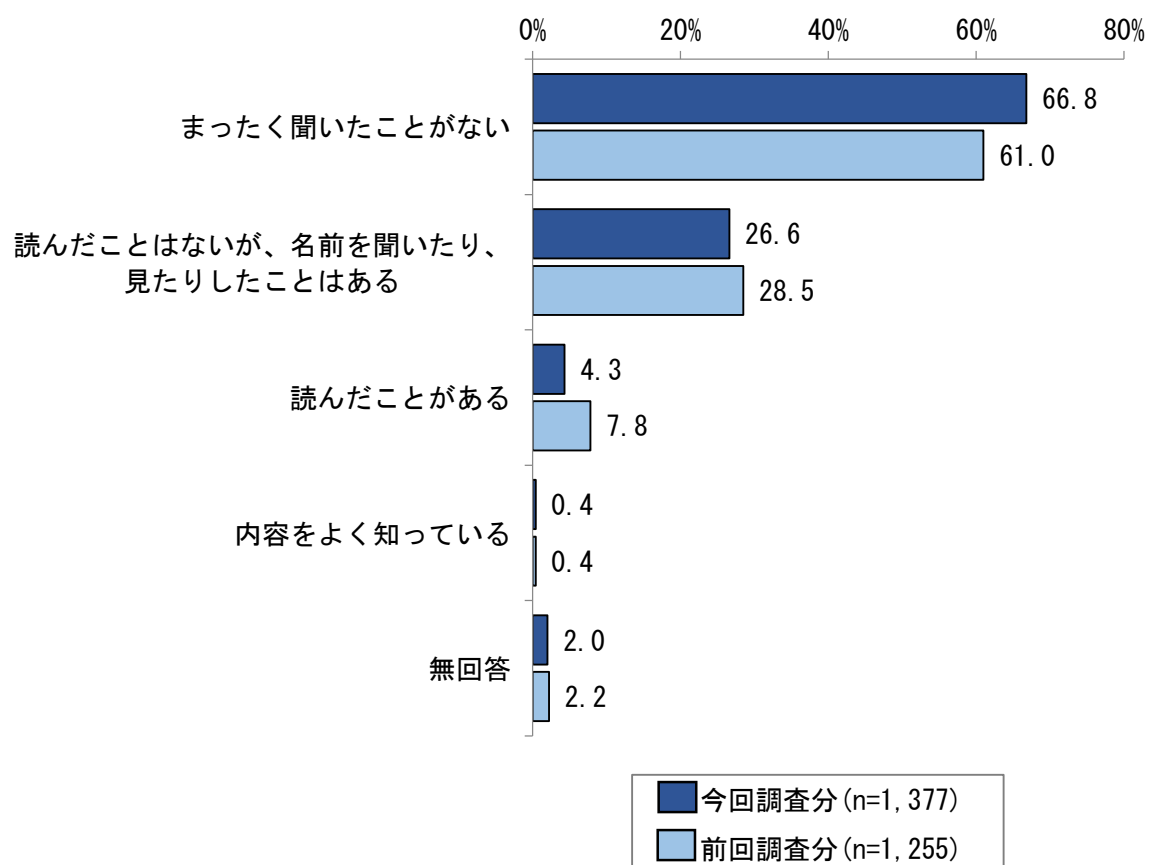
●問4 居住期間

区分	総計	(%)
1. 1年未満	29	2.1
2. 1年以上3年未満	45	3.3
3. 3年以上5年未満	43	3.1
4. 5年以上10年未満	85	6.2
5. 10年以上20年未満	238	17.3
6. 20年以上	929	67.5
無回答	8	0.6
総計	1,377	100.0

(3) 自治基本条例について

問 1 5 「丸亀市自治基本条例」を知っていますか。(1つだけ○)

【前回調査（平成 28 年実施）との比較】



「丸亀市自治基本条例」の認知度については、「まったく聞いたことがない」の割合が 66.8%と最も高く、次いで「読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある」(26.6%)、「読んだことがある」(4.3%)、「内容をよく知っている」(0.4%)となっている。

前回調査に比べ、「まったく聞いたことがない」の割合は 5.8 ポイント増加している。

【年齢別】

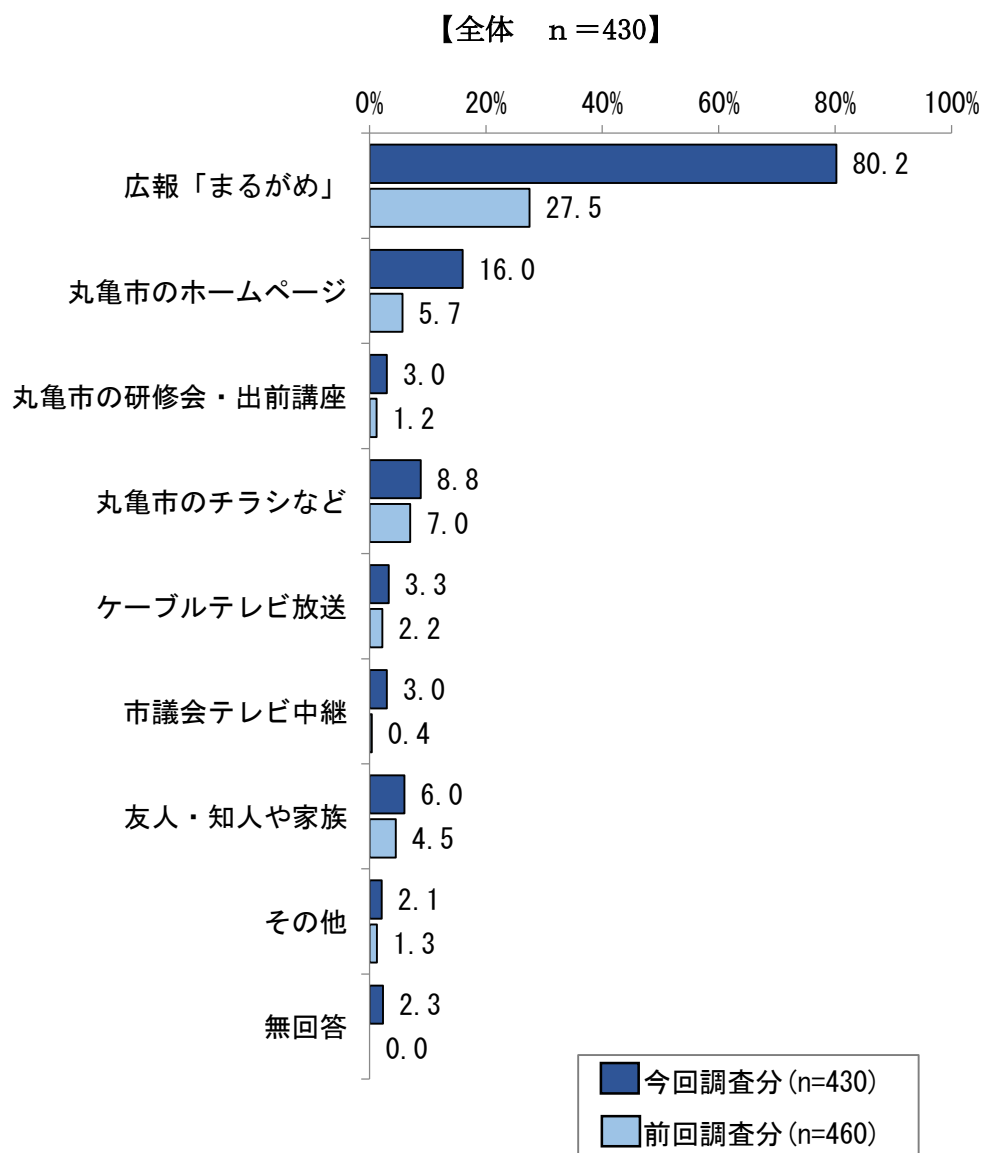
		調査数	内容をよく知っている	読んだことがある	読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある	まったく聞いたことがない	無回答
全体		1,377	0.4	4.3	26.6	66.8	2.0
年齢別	16～19歳	60	–	6.7	11.7	81.7	–
	20～29歳	85	–	5.9	16.5	77.6	–
	30～39歳	194	1.0	3.6	22.2	73.2	–
	40～49歳	202	–	3.0	26.2	70.3	0.5
	50～59歳	247	0.8	4.5	27.5	64.4	2.8
	60～69歳	292	–	4.1	29.1	64.7	2.1
	70歳以上	293	0.3	4.8	32.4	58.0	4.4

1 位	2 位
-----	-----

年齢別でみると、年齢が低いほど「まったく聞いたことがない」の割合は高くなっているが、いずれの年代でも半数以上となっており、「読んだことがある」の割合はいずれも1割未満という結果になっている。「読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある」は年齢が高くなるにつれて回答率が高くなっている。

問 1 5 で 1 ～ 3 と回答した方におたずねします。

問 1 6 「丸亀市自治基本条例」を何で知りましたか。(〇はいくつでも)



「丸亀市自治基本条例」を知るきっかけとなった媒体については、「広報まるがめ」の割合が80.2%と最も高く、次いで「丸亀市のホームページ」(16.0%)、「丸亀市のチラシなど」(8.8%)、「友人・知人や家族」(6.0%)の順になっている。

その他には、「順番で自治会長の役がまわってきた時」等の意見があった。

前回調査に比べ、「広報まるがめ」の割合は52.7ポイントと大幅に増加し、「丸亀市のホームページ」も10.3ポイント増加している。

【年齢別】

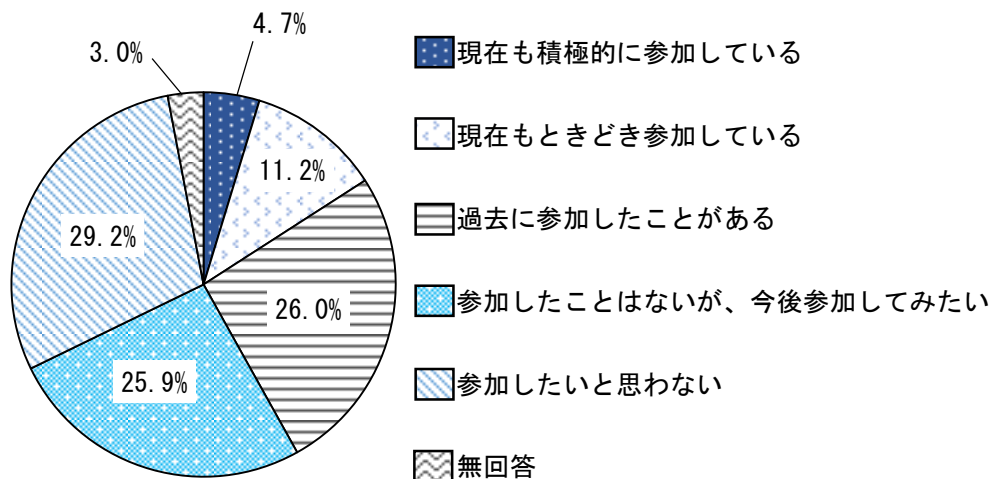
		調査数	広報「まるがめ」	丸亀市のホームページ	丸亀市の研修会・出前講座	丸亀市のチラシなど	ケーブルテレビ放送	市議会テレビ中継	友人・知人や家族	その他	無回答
全体		430	80.2	16.0	3.0	8.8	3.3	3.0	6.0	2.1	2.3
年齢別	16～19歳	11	72.7	9.1	－	9.1	－	－	18.2	9.1	－
	20～29歳	19	52.6	26.3	10.5	5.3	5.3	－	15.8	5.3	5.3
	30～39歳	52	86.5	15.4	1.9	7.7	3.8	1.9	3.8	－	－
	40～49歳	59	81.4	13.6	1.7	5.1	5.1	1.7	5.1	1.7	－
	50～59歳	81	80.2	17.3	2.5	7.4	1.2	1.2	1.2	2.5	－
	60～69歳	97	84.5	24.7	3.1	10.3	3.1	6.2	4.1	2.1	2.1
	70歳以上	110	78.2	8.2	3.6	10.9	3.6	3.6	10.0	1.8	6.4

1 位	2 位
-----	-----

年齢別でみると、いずれも「広報まるがめ」が5割を超えて最も高くなっており、16～19 歳、20～29 歳、70 歳以上では「友人・知人や家族」が他の年齢別に比べて高くなっている。

問 17 コミュニティ活動や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。(1つだけ○)

【全体 n=1,377】



まちづくり活動への参加の有無については、「参加したいと思わない」の割合が29.2%と最も高くなっており、次いで「過去に参加したことがある」(26.0%)、「参加したことはないが、今後参加してみたい」(25.9%)、「現在もときどき参加している」(11.2%)、「現在も積極的に参加している」(4.7%)となっている。

【年齢別】

		調査数	現在も積極的に参加している	現在もときどき参加している	過去に参加したことがある	参加したことはないが、今後参加してみたい	参加したいと思わない	無回答
全体		1,377	4.7	11.2	26.0	25.9	29.2	3.0
年齢別	16～19歳	60	5.0	5.0	31.7	30.0	26.7	1.7
	20～29歳	85	1.2	5.9	34.1	27.1	30.6	1.2
	30～39歳	194	2.1	7.2	14.9	35.6	39.7	0.5
	40～49歳	202	4.0	9.4	24.3	26.2	36.1	—
	50～59歳	247	5.7	12.6	26.3	27.9	23.9	3.6
	60～69歳	292	4.1	15.1	24.0	24.7	28.1	4.1
	70歳以上	293	7.8	12.3	33.1	18.1	22.9	5.8

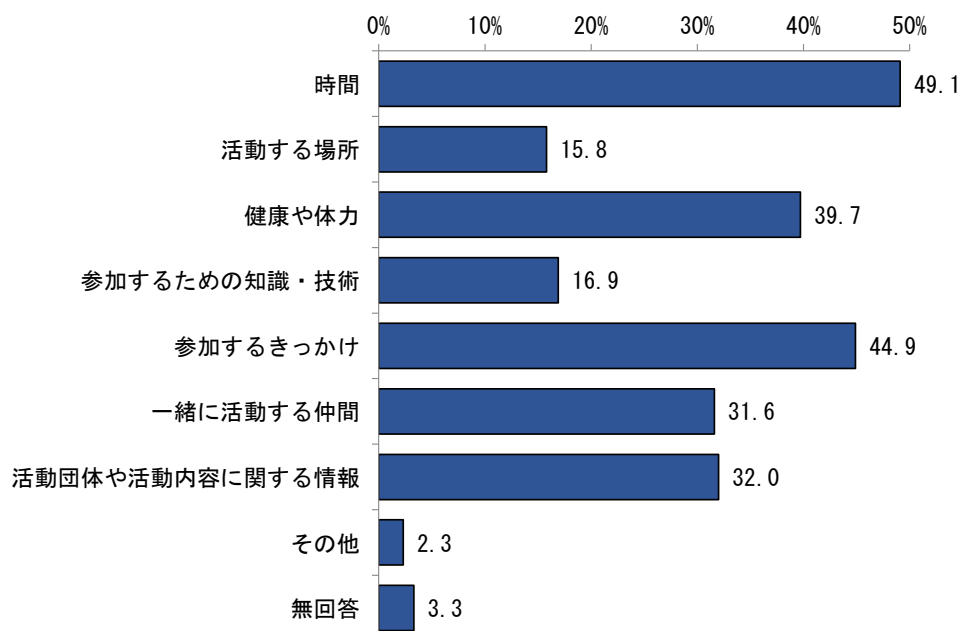
1位

2位

年齢別でみると、16～19歳、20～29歳、70歳以上では「過去に参加したことがある」が、30～39歳、40～49歳、60～69歳では「参加したいと思わない」、50～59歳では「参加したことはないが、今後参加してみたい」が最も高くなっている。また、「現在もときどき参加している」は年齢が高くなるにつれて回答率が高くなる傾向となっている。

問 18 まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。(3つまで○)

【全体 n=1,377】



まちづくり活動に参加するにあたって必要なことについては、「時間」の割合が49.1%と最も高く、次いで「参加するきっかけ」(44.9%)「健康や体力」(39.7%)、「活動団体や活動内容に関する情報」(32.0%)、「一緒に活動する仲間」(31.6%)の順になっている。

「その他」には、「予算、資金」、「意識、考え方」等の意見があった。

【年齢別】

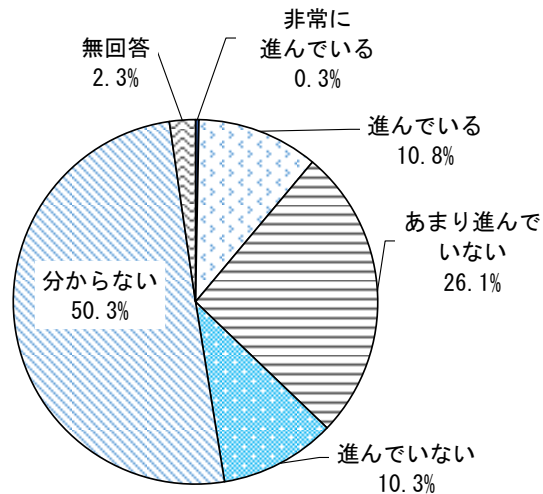
	調査数	時間	活動する場所	健康や体力	参加するための知識・技術	参加するきっかけ	一緒に活動する仲間	活動団体や活動内容に関する情報	その他	無回答
全体	1,377	49.1	15.8	39.7	16.9	44.9	31.6	32.0	2.3	3.3
年齢別	16～19歳	60	53.3	31.7	16.7	8.3	51.7	48.3	26.7	3.3
	20～29歳	85	61.2	17.6	25.9	10.6	71.8	40.0	31.8	1.2
	30～39歳	194	62.4	15.5	21.1	12.9	57.7	35.1	32.5	2.6
	40～49歳	202	62.9	12.9	25.7	12.4	48.5	34.2	33.7	4.0
	50～59歳	247	53.8	14.2	39.7	18.2	43.3	25.9	31.2	1.2
	60～69歳	292	46.9	12.3	46.9	18.5	39.4	28.1	38.0	2.4
	70歳以上	293	24.9	19.1	63.1	23.9	31.1	30.0	26.3	1.7

1位 2位

年齢別でみると、いずれも「時間」、「参加するきっかけ」に回答が集まっており、60歳以上では「健康や体力」(46.9%、63.1%)が他の年齢別に比べて高くなっている。「参加するための知識・技術」は年齢が高くなるにつれて回答率が高くなる傾向となっている。

問 19 上記の自治基本条例第 20 条には、「市民及び市は、（中略）協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。」と規定されていますが、丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。（1 つだけ○）

【全体 n=1,377】



丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思うかについては、「分らない」が 50.3% と最も高くなっており、次いで「あまり進んでいない」(26.1%)、「進んでいる」(10.8%)、「進んでいない」(10.3%)、「非常に進んでいる」(0.3%) となっている。

【年齢別】

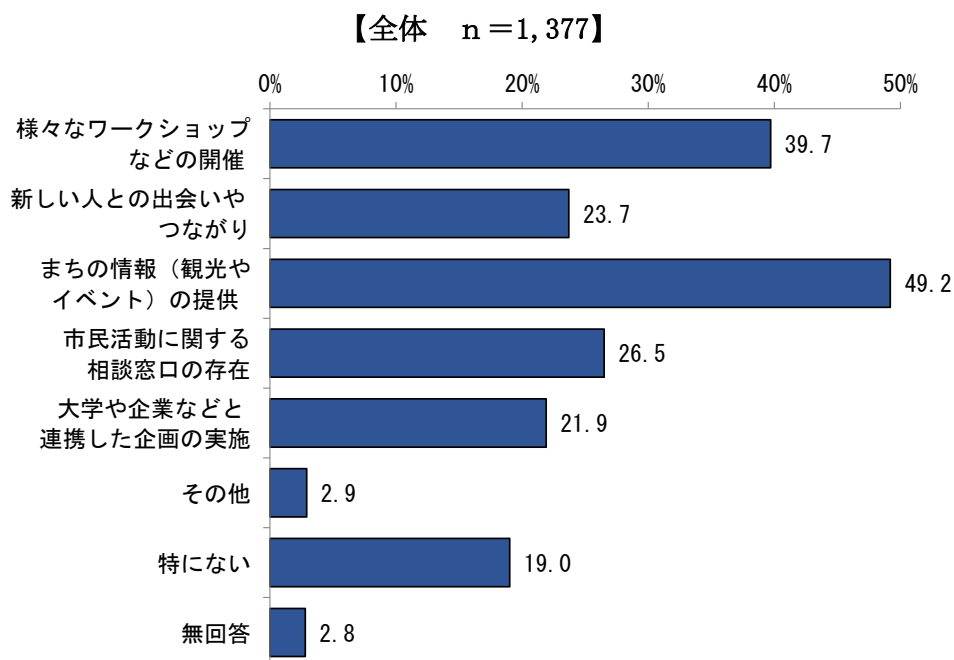
		調査数	非常に 進んでいる	進んでいる	あまり 進んで いない	進んで いない	分らない	無回答
全体		1,377	0.3	10.8	26.1	10.3	50.3	2.3
年齢別	16～19歳	60	1.7	13.3	23.3	10.0	51.7	—
	20～29歳	85	—	8.2	25.9	11.8	54.1	—
	30～39歳	194	1.0	13.4	24.2	11.3	49.5	0.5
	40～49歳	202	—	10.4	29.7	8.9	50.5	0.5
	50～59歳	247	—	11.3	29.1	11.7	45.3	2.4
	60～69歳	292	—	9.2	26.0	11.0	51.0	2.7
	70歳以上	293	0.3	10.2	22.9	8.2	53.2	5.1

1 位

2 位

年齢別でみると、「非常に進んでいる」と「進んでいる」を合わせた『進んでいる』は 16～19 歳 (15.0%) が最も高く、20～29 歳 (8.2%) が最も低くなっている。「あまり進んでいない」と「進んでいない」を合わせた『進んでいない』は 50～59 歳 (40.8%) が最も高く、70 歳以上 (31.1%) が最も低くなっている。

問 20 丸亀市では、これからの協働のまちづくりの拠点施設として、令和3年3月22日に市民交流活動センター（愛称：マルタス）をオープンしました。このマルタスにどのようなことを期待しますか。（〇はいくつでも）



マルタスに期待することについては、「まちの情報（観光やイベント）の提供」が49.2%と最も高くなっており、次いで「様々なワークショップなどの開催」（39.7%）、「市民活動に関する相談窓口の存在」（26.5%）、「新しい人との出会いやつながり」（23.7%）、「大学や企業などと連携した企画の実施」（21.9%）の順になっている。

「その他」（2.9%）には、「駐車場の利便」、「障害者の人でも利用しやすいもの」、「市民のゆとりと安らぎ、憩いの場」等の意見があった。

【年齢別】

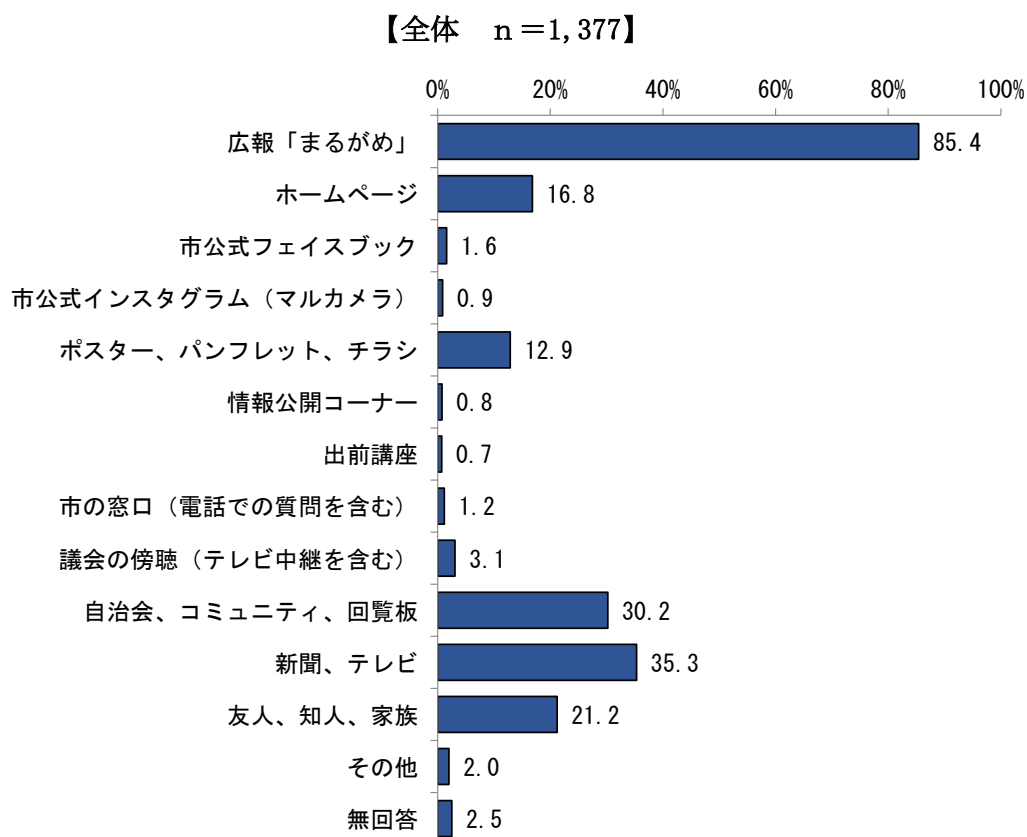
		調査数	様々なワークショップなどの開催	新しい人との出会いやつながり	まちの情報（観光やイベント）の提供	市民活動に関する相談窓口の存在	大学や企業などと連携した企画の実施	その他	特にない	無回答
全体		1,377	39.7	23.7	49.2	26.5	21.9	2.9	19.0	2.8
年齢別	16～19歳	60	26.7	23.3	28.3	8.3	33.3	5.0	26.7	—
	20～29歳	85	50.6	35.3	49.4	23.5	28.2	1.2	12.9	—
	30～39歳	194	50.5	27.8	47.4	18.6	19.1	3.1	18.6	—
	40～49歳	202	46.0	25.2	50.0	26.2	29.7	4.0	14.9	1.0
	50～59歳	247	42.1	24.7	56.3	28.3	27.9	4.0	17.0	1.2
	60～69歳	292	38.7	20.2	51.7	29.1	18.5	1.7	20.2	3.1
	70歳以上	293	27.0	19.1	45.7	32.4	12.6	2.4	23.2	8.2

1 位

2 位

年齢別でみると、16～19 歳では「大学や企業などと連携した企画の実施」（33.3%）が、20～29 歳、30～39 歳では「様々なワークショップなどの開催」（50.6%、50.5%）、40 歳以上では「まちの情報（観光やイベント）の提供」が最も高くなっている。「市民活動に関する相談窓口の存在」は年齢が高くなるにつれて回答率が高くなる傾向となっている。

問 2 1 日ごろ、どのような方法で市政に関する情報を得ていますか。(〇はいくつでも)



日ごろ、市政に関する情報を得ている方法について、「広報まるがめ」が85.4%と最も高くなっており、次いで「新聞、テレビ」(35.3%)、「自治会、コミュニティ、回覧板」(30.2%)、「友人、知人、家族」(21.2%)、「ホームページ」(16.8%)の順になっている。

「その他」には、「子どもが学校からもらうプリント」、「市議からの情報提供」等の意見があった。

【年齢別・居住地区別】

		調査数	広報「まるがめ」	ホームページ	市公式フェイスブック	市公式インスタグラム（マルカメラ）	ポスター、パンフレット、チラシ	情報公開コーナー
全体		1,377	85.4	16.8	1.6	0.9	12.9	0.8
年齢別	16～19歳	60	53.3	10.0	—	—	15.0	1.7
	20～29歳	85	62.4	20.0	3.5	4.7	9.4	—
	30～39歳	194	75.8	26.3	2.6	0.5	12.4	1.5
	40～49歳	202	90.1	17.8	1.0	1.5	10.9	1.0
	50～59歳	247	89.9	21.1	2.4	1.6	11.7	0.4
	60～69歳	292	93.8	16.4	1.0	—	13.4	0.7
	70歳以上	293	90.1	7.5	1.0	—	15.7	0.7
居住地区別	①城北、城西、城乾	186	88.2	23.1	0.5	1.6	14.5	0.5
	②城坤、城南、土器	384	87.0	17.7	3.1	1.3	12.8	0.5
	③飯野、川西、郡家、垂水	375	86.4	17.1	1.6	0.5	12.8	0.8
	④本島、広島	5	40.0	—	—	—	20.0	—
	⑤栗熊、岡田、富熊	146	82.2	16.4	1.4	—	17.1	2.7
	⑥飯山南、飯山北	205	86.3	11.2	0.5	0.5	10.7	0.5

出前講座	市の窓口 （電話での質問を含む）	議会の傍聴（テレビ中継を含む）	自治会、コミュニティ、回覧板	新聞、テレビ	友人、知人、家族	その他	無回答
0.7	1.2	3.1	30.2	35.3	21.2	2.0	2.5
1.7	—	—	6.7	38.3	40.0	—	1.7
—	2.4	—	11.8	41.2	36.5	8.2	1.2
0.5	1.0	1.0	14.4	23.7	29.9	4.1	0.5
0.5	1.5	2.0	16.3	25.7	20.3	2.0	0.5
0.4	1.6	2.0	25.1	34.8	17.8	1.2	2.4
0.3	1.7	3.4	43.2	37.3	13.0	0.7	2.4
1.4	0.3	7.2	51.5	45.4	18.8	1.4	5.5
1.1	1.1	3.2	30.1	32.3	19.9	2.2	0.5
0.5	0.8	3.6	26.3	34.1	23.7	2.1	2.6
0.5	1.1	2.4	30.4	36.0	20.5	1.3	2.1
—	—	—	20.0	20.0	20.0	—	40.0
1.4	2.1	4.1	45.2	41.8	19.9	1.4	2.1
0.5	1.5	3.4	36.1	34.1	19.0	2.4	2.9

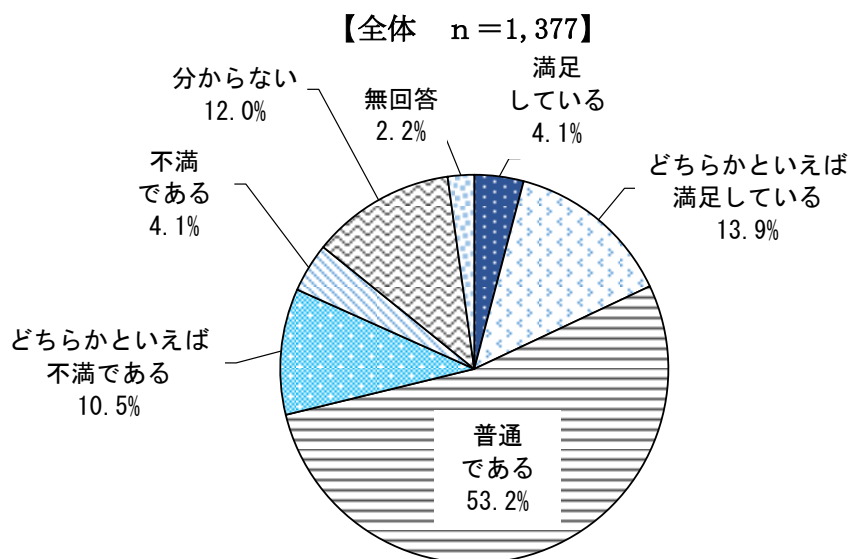
1 位

2 位

年齢別でみると、いずれも「広報まるがめ」が5割を超えて最も高くなっており、60歳以上では「自治会、コミュニティ、回覧板」（43.2%、51.5%）が他の年齢別に比べて高くなっている。

居住地区別でみると、全ての地区で「広報まるがめ」の割合が最も高く、「⑤栗熊、岡田、富熊」「⑥飯山南、飯山北」では次いで「自治会、コミュニティ、回覧板」が高くなっている。

問 2 2 あなたは、丸亀市からの情報発信について、どのように感じになっていますか。
(1つだけ○)



丸亀市からの情報発信に対しての満足度については、「普通である」の割合が 53.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」(13.9%)、「分からない」(12.0%)、「どちらかといえば不満である」(10.5%)、「満足している」、「不満である」(ともに 4.1%) となっている。

【年齢別】

		調査数	満足している	どちらかといえば満足している	普通である	どちらかといえば不満である	不満である	分からない	無回答
全体		1,377	4.1	13.9	53.2	10.5	4.1	12.0	2.2
年齢別	16～19歳	60	5.0	5.0	50.0	5.0	1.7	31.7	1.7
	20～29歳	85	7.1	8.2	54.1	7.1	4.7	17.6	1.2
	30～39歳	194	6.2	12.9	46.9	10.3	5.2	18.6	-
	40～49歳	202	3.5	15.8	53.5	10.9	5.0	10.9	0.5
	50～59歳	247	4.0	16.2	54.7	9.3	6.5	8.1	1.2
	60～69歳	292	1.7	12.7	55.8	14.4	3.8	9.6	2.1
	70歳以上	293	4.4	16.0	53.9	9.9	1.4	8.5	5.8

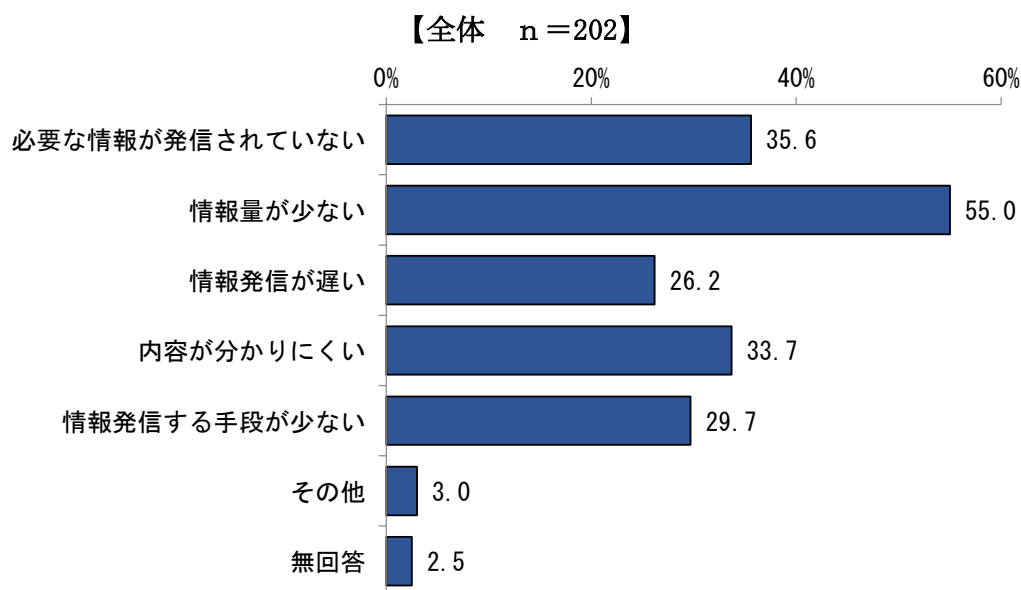
1 位

2 位

年齢別でみると、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた『満足している』は年齢が高くなるにつれて高くなる傾向となっており、70歳以上で 20.4%となっている。「どちらかといえば不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』は 60～69歳 (18.2%) が最も高くなっている。

問 2 2 で 4 または 5 と答えた方におたずねします。

問 2 3 不満とを感じるのはなぜですか。(○はいくつでも)



不満を感じる理由については「情報量が少ない」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「必要な情報が発信されていない」(35.6%)、「内容が分かりにくい」(33.7%)、「情報発信する手段が少ない」(29.7%)、「情報発信が遅い」(26.2%)の順になっている。

「その他」には、「興味や魅力を感じない」、「広報は web でいい。紙媒体はコストの無駄」、「どこで情報を発信しているのか分からない」等の意見があった。

【年齢別】

		調査数	必要な情報が 発信されて いない	情報量が 少ない	情報発信が 遅い	内容が分か りにくい	情報発信す る手段が少 ない	その他	無回答
全体		202	35.6	55.0	26.2	33.7	29.7	3.0	2.5
年 齢 別	16～19歳	4	—	75.0	25.0	25.0	50.0	—	—
	20～29歳	10	50.0	40.0	40.0	40.0	20.0	10.0	—
	30～39歳	30	36.7	53.3	20.0	33.3	33.3	3.3	—
	40～49歳	32	34.4	62.5	21.9	28.1	43.8	3.1	—
	50～59歳	39	46.2	48.7	20.5	43.6	35.9	5.1	—
	60～69歳	53	24.5	54.7	24.5	28.3	17.0	—	7.5
	70歳以上	33	42.4	60.6	39.4	33.3	27.3	3.0	3.0

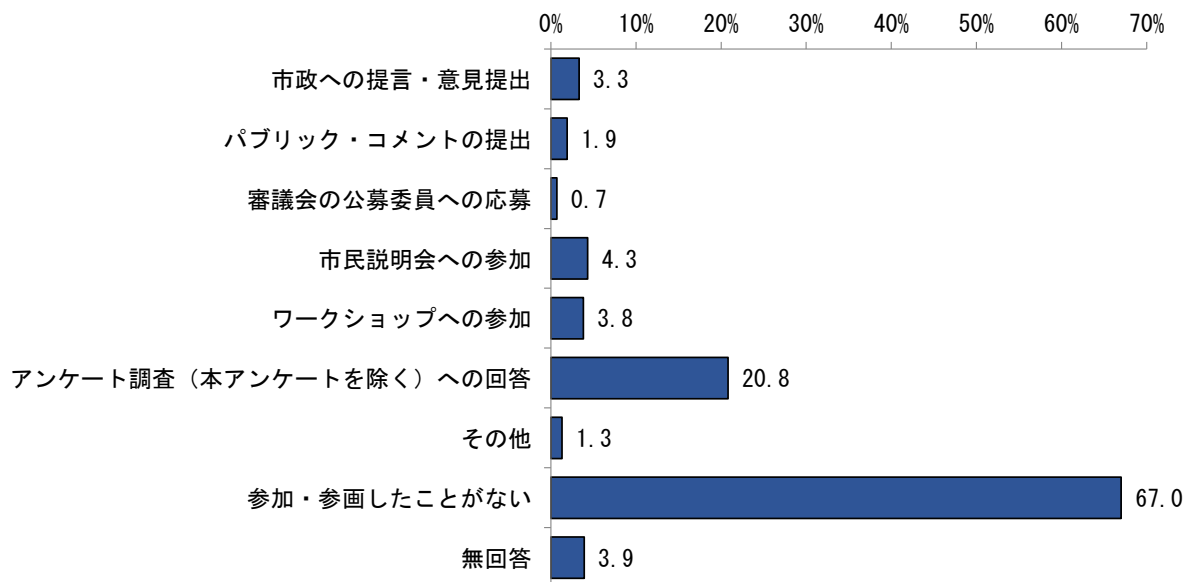
1 位

2 位

年齢別でみると、いずれも「情報量が少ない」が高くなっており、20～29 歳では「必要な情報が発信されていない」(50.0%) が最も高くなっている。

問24 これまでにどのような方法で、市政に参画（市政を考える場に参加したり、計画策定・条例策定などに参画したり）したことがありますか。（○はいくつでも）

【全体 n=1,377】



市政に参画した方法については、「参加・参画したことがない」が67.0%と最も高くなっており、次いで「アンケート調査（本アンケートを除く）への回答」（20.8%）の順になっている。

「その他」には、「市議会議員などを通じて」、「老人会各種活動」等の意見があった。

【年齢別】

		調査数	市政への提言・意見提出	パブリック・コメントの提出	審議会の公募委員への応募	市民説明会への参加	ワークショップへの参加	アンケート調査（本アンケートを除く）への回答	その他	参加・参画したことがない	無回答
全体		1,377	3.3	1.9	0.7	4.3	3.8	20.8	1.3	67.0	3.9
年齢別	16～19歳	60	1.7	3.3	-	-	1.7	11.7	1.7	83.3	-
	20～29歳	85	1.2	1.2	1.2	-	4.7	10.6	1.2	82.4	-
	30～39歳	194	2.6	1.5	1.0	1.5	5.2	18.0	0.5	74.2	-
	40～49歳	202	4.0	3.5	0.5	2.5	6.4	22.3	1.0	68.3	2.0
	50～59歳	247	3.6	1.2	0.8	2.8	4.0	27.5	1.2	62.3	1.6
	60～69歳	292	2.4	1.7	0.7	6.5	2.4	21.9	1.0	66.4	3.4
	70歳以上	293	4.8	1.7	0.7	7.5	2.7	19.1	2.4	58.4	12.3

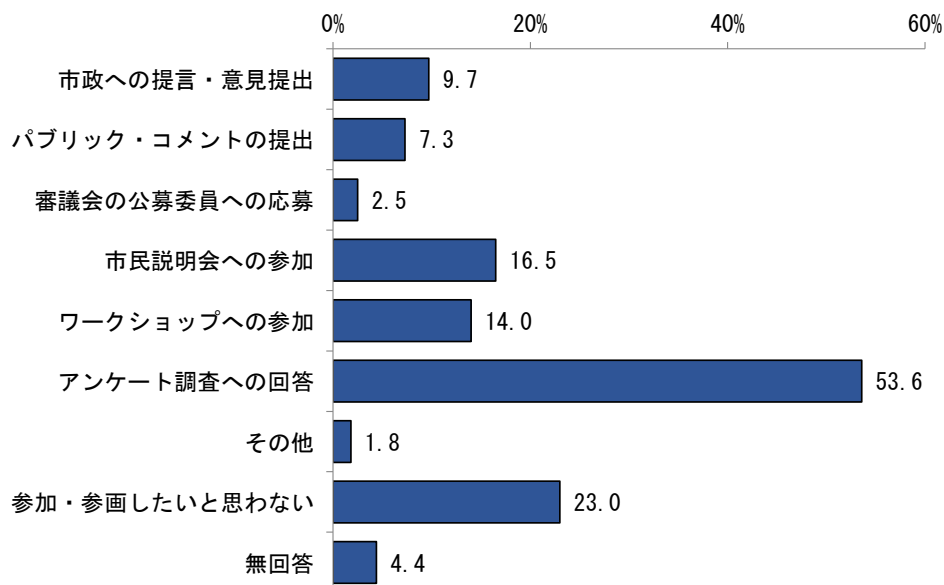
1位

2位

年齢別でみると、いずれも「参加・参画したことがない」が5割を超えて最も高くなっている。60歳以上では「市民説明会への参加」、40～49歳では「ワークショップへの参加」が他の年齢別に比べて若干高くなっている。

問 2 5 あなたがこれから市政に参画する場合、どのような方法で参画したいと思いますか。(〇はいくつでも)

【全体 n=1,377】



市政に参画する場合の希望する参画方法については、「アンケート調査への回答」が 53.6%と最も高くなっており、次いで「参加・参画したいと思わない」(23.0%)、「市民説明会への参加」(16.5%)、「ワークショップへの参加」(14.0%)、「市政への提言・意見提出」(9.7%)の順になっている。

「その他」には、「市議との意見交換等」等の意見があった。

【年齢別】

		調査数	市政への提言・意見提出	パブリック・コメントの提出	審議会の公募委員への応募	市民説明会への参加	ワークショップへの参加	アンケート調査への回答	その他	参加・参画したいと思わない	無回答
全体		1,377	9.7	7.3	2.5	16.5	14.0	53.6	1.8	23.0	4.4
年齢別	16～19歳	60	18.3	11.7	3.3	13.3	13.3	55.0	1.7	25.0	3.3
	20～29歳	85	10.6	5.9	4.7	7.1	17.6	61.2	1.2	23.5	1.2
	30～39歳	194	9.8	8.8	4.1	8.8	20.6	52.6	1.0	25.3	1.5
	40～49歳	202	10.9	8.9	2.0	8.4	13.9	62.9	2.0	21.3	2.0
	50～59歳	247	10.5	6.5	2.4	13.4	16.6	59.1	2.0	20.6	1.6
	60～69歳	292	8.2	9.2	2.4	20.5	15.8	50.3	2.7	23.6	3.4
	70歳以上	293	7.8	3.8	1.0	29.0	4.8	44.7	1.4	23.5	12.3

1 位

2 位

年齢別でみると、いずれも「アンケート調査への回答」が4割を超えて最も高くなっている。16～19歳では「市政への提言・意見提出」(18.3%)が、60歳以上では「市民説明会への参加」(20.5%、29.0%)、30～39歳では「ワークショップへの参加」(20.6%)が他の年齢別に比べて高くなっている。

(9) 自由意見：自治基本条例について

問26 自治基本条例の内容や運用に関するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

自治基本条例の内容、周知方法について 24 件

No.	意見内容
1	我々高齢者は古いことはよく覚えているが、新しいことには取組みにくく、また取り込みにくい。条例も例外ではない。新しく出来た内容や運用はこと細やかに伝えたり、運用したりしてほしい。
2	読んだことが無いので、今後ホームページで読んでみたいと思う。
3	自治基本条例の内容について、内容を知ってもらう努力が必要だと思う（配布する等）。
4	自分や子や孫が長く幸せに暮らせる様にますます発展していったほしいので、もっと条例についてアピールしていったほしい。
5	条例の内容や運用を具体的な例をあげて、誰にでも分かりやすい表現にしたものがあるのだろうか。
6	自治基本条例を今回初めて知った。もっと若い人たちに届くようにSNSや住みます芸人等を活用し、多少なりともクスッと出来るような方法でないと届かないと思われる。丸亀クエストの中にはめ込むなど。
7	「丸亀市自治基本条例」の内容を全市民（全世帯）に配布し、その後市民より様々な意見・要望等を聞かれるのが良いと思われる。アンケートの前に条例の内容を周知する事が必要なのではないか。
8	提出方法、応募方法、参加の説明・案内をしてほしい（市の広報等で）。
9	自治基本条例がまだまだ丸亀市民には浸透していないと思う。もっと分かりやすく発信したり、市民にも条例を考えてもらったり、有効に利用してもらう手段を作っていけば良いと思う。
10	新しい市長はやる気があるのか。このアンケートも含め、市職員の市民への分かりやすい広報を希望する。質問が分かりにくい。仕事としてやっているあなたにとっては分かりやすくても何の事か分からない。市民に対して広報が欠けている。分かってもらおう努力不足。梶市長が努力されてきたことが今後きっと台無しになるだろう。今後の市政に対しては不安しかない。
11	自治基本条例をもう少しわかりやすい言葉で表現し情報発信したら目にとまりやすいと思う。広報まるがめを見るようにしているが（日頃市政等情報を見ることがないため）正直あまり読んでおらず、条例に関することを把握していなかったため。
12	自治基本条例を知らない。
13	自治体基本条例において、他の市町村などと比較して丸亀市が他より進んでいるのか、遅れているのか私には全く分からない。
14	条例の内容は抽象的で分かりづらい。地域の婦人会は必要なのか疑問に感じる。
15	小学生、中学生、高校生に対して、内容を易しくした条例を配布し、子どもたちに学ばせたい。若年層の意見の反映をさせるべき。
16	市民全員に理解されているとは思えない。形式的に一部の人で運用されている。
17	これからは条例の勉強をする。
18	法律は決めるだけでは意味が無く、市民の意識の中に残る事が大切だと思う。難しい言葉の羅列ではよく分からない。これから後期高齢者になる身としては分かりやすく出来そうな内容のものであって欲しい。どこかの年代に負担がかかったり、地域に負担を持っていくのも違うと思う。行政がメインで動いてくれることで安心感が得られる気がする。

No.	意見内容
19	様々な機会において「自治体基本条例」のPRは必要だと思われる。
20	自治体基本条例について、内容を確認したい。丸亀市が今後も私たち市民にとって住みやすい環境の維持、発展のために、できることは微力ながら協力したい。
21	条例の文章が少し分かりづらい。何度も読まないで難しかった。市民の参画とあるが、結局声の大きい人の意見が表に出て吸収されるだけになり、平等にならない気がする。
22	市長、議員、職員、市民等8割以上の人が条例等を分かっていない。もっと身近で分かりやすくなれないか。
23	自治基本条例を市民に周知する必要がある。周知とは内容まで伝える事であると思う。行政と一緒に一方通行になり過ぎていて思われる。
24	市とコミュニティレベルでの情報交換会があれば基本条例の普及・啓蒙が進むと思う。

市民参画について 14件

No.	意見内容
1	新しく引っ越してきた人でも参加しやすくしてほしい。
2	市民参画が進んでいない現状をもっと理解してほしい。具体的な施策に反映してもらいたい。協働ではなく丸投げになっていないか。検証する場を設けて欲しい。
3	コロナ禍で市の財政についても良くないと思う。給付金の話もあるが。市民が市の財政を把握出来、どんな事を今後改善していこうとしているのか広く情報が行き渡る様にしてほしい。また積極的な若い人材の活用、市政参画等を望む。
4	もっともっと丸亀が魅力的な街になるためには必要だと思う。裁判員制度のように、市民の中から選ばれ議会に参加できる、というのもおもしろいと思う。
5	市民がこの条例を理解し誇りに思える広報の仕方を考えていただき、市政に参画していきたいと思えるようなものにしていただけたらと願っている。
6	自治体と市民がもっと近い関係になったら良いと思う。
7	色々な面で改善されるなら、意見要望等をしたい。以前、市役所に困り事を相談しても軽く流され相談に乗ろうとする気配もない。面倒くさがられた。
8	国会議事堂では希望すれば議員発言を傍聴する事が出来る。市議会でもどのような発言で市政に対して議員の方達が本音をもって発言されているのか希望者等を募って傍聴席等を設けて頂きたい。
9	今回アンケート調査に参加し改めて思ったが、今まであまり行政に関心がなかったと気づかされた。これからは一市民として、丸亀市に期待し、少しでもボランティア活動にも参加したいと思う。
10	協働という割に思うのは、市民自体が行政に興味を持って積極的に参加したいと思える状態ではない点。協働で市民の意見を反映するというのなら、もっと市民を参加させるべき。行政は市民のためにあると考えるのなら、見えない所で内々だけで勝手に決めない方が良いと思う。もっと市民の声を聞くべき。あと、命に関わる事にお金をケチらないでいただきたい。お金より人の命の方が大切である。
11	もっと参加、参画したいと思えるような説明を望む。
12	提言や提案をしたとしても、結局、縦割り行政により、解決出来なければたらい回しになるようでは意味がない。丸亀市が一丸となり、枠組みを越えた協議を行うことができる行政改革が必要であると思われる。
13	様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を作ってほしい。時代、社会は変化している。変化に応じて対応していただきたい。

No.	意見内容
14	市民の視点を取り入れてほしい。またそのために積極的に意見を募ったり、自治基本条例の普及に努めてもらいたい。例えば目安箱のような、直接意見を伝えられる場がほしい。

情報の発信について 11 件

No.	意見内容
1	インターネット環境等を維持出来る高齢者が多くなる時代、個人経費の掛からない方法を取るべきではないか。例えば昔あったスピーカー方式等色々考えられるが、いかがだろうか。
2	今後は広報やホームページを読もうと思う。
3	広報を見ても内容が分かりにくい。もう少し分かりやすく見やすくしてほしい。
4	全世帯へ広報「まるがめ」の配布をしていると思うが、4月から届かなくなった。配布の方法が変わったのだろうか？
5	しっかり情報公開するようにお願いしたい。
6	無駄な回覧板が多すぎる。
7	難しい言葉ではなく、皆が分かりやすい文章で発信してほしい。
8	パブリックコメントの意見概要や結果を取りまとめた報告を公表（掲載場所含めて）してほしい。
9	情報発信。
10	一人一人に情報が行き渡るように工夫してほしい。
11	あらゆる事が紙ベースで、ネットで情報を得ることが難しい。私は夜勤なので昼間に役所に行くことが難しいため、行政サービスは全てオンラインかつ 24 時間対応をしてほしい。

アンケート調査について 10 件

No.	意見内容
1	アンケートの結果を公表し、今後どのようにするか方向性を示してほしい。頑張っていたきたい。
2	全員に情報の提供を。決定する時は提案し、アンケートを取り結果報告をする。
3	アンケート調査に参加できて良かった。これからも丸亀市がもっと良くなっていく事を願っている。
4	LINE でのアンケートは答えやすい。意識するきっかけが身近にあると良い（興味がないわけではなく、いつも心の中で考えて終わっている）。
5	パブリックコメント（初めて知ったが）、アンケートなど分かりやすく説明してほしい。
6	このアンケートは長すぎる。
7	私は以前区役所で勤務していたことがある。このアンケートの所要時間は 15 分程度であったが、丁寧に回答をしていたらそのような時間では書けなかった。年齢差はあるかもしれないが。
8	書いている内容が分かりにくく、ハード事業、ソフト事業など聞いた事がなかった為、もう少し分かりやすい内容にしてほしい。あと、文字が多くわかりづらかった。アンケートにするなら、もう少しわかりやすくしてほしい。
9	内容が難しいところもあり、少し困った。あまりに一般の人が聞きなれない言葉には、補足説明を入れてほしい。

No.	意見内容
10	アンケートが長すぎて大変だった。回数は増えても、短いものなら回答しやすくなって助かる。

良好な住環境の形成について 9件

No.	意見内容
1	野良猫、犬も沢山いるので市の方で何か対策をしてほしい。
2	野犬が増えている。処分してほしい。
3	水洗トイレが途中で止まっている。
4	丸亀に住んでいるが、垂水町は街灯が少なく、学生の頃すごく怖かった。今は車があるので思わなくなったが、今の学生さんも不安だろうなと思う。街灯を増やしてほしい。市役所が新しくなった為、行ってみたいと思った。
5	近所迷惑な人の排除。
6	転勤して来て住んでいるが、住みやすいと思う。車の運転等のマナーは少し悪いと思う。事故の多い地域だとは思う。
7	空き家の整備をしてほしい。きっとそこに住みたいと思っている人はいると思う。市内に公園が少ないため市外まで行かないといけない。
8	買物に行くたびに、バスの便数が少なく不便だと思う。どうにかしてほしい。
9	西汐入川へのゴミの投げ捨てを無くしてほしい。きれいな川にしたいものである。道路脇の雑草やゴミ、花壇の整理などボランティアの人々に頼っていいのだろうか。

行政運営について 9件

No.	意見内容
1	今以上に丸亀市が良くなれば言うことは無い。今の市長に期待している。頑張してほしい。
2	内容は評価出来る。自治基本条例を踏まえつつも市民は選挙公約を覚えているため、市民の目を肝に銘じ取り組んでほしい。
3	従来通りの行政事務を進めていただいて結構である。
4	高齢の為、なかなか参加できない。市長、市議、市職員のすばらしい働きで、良い丸亀市にしてほしい。
5	市民が分かるように、きめ細かい公示をする。
6	自治基本条例と言えば聞こえは良いが、実際の所は昔からの隣組制度や五人組制度のような土着の人間に都合の良い不条理なルールがまかり通るだけである。その中で優遇される人間は良いが、そうでない人間には非常に理不尽だ。自治会に任せるのではなく、きちんと行政が目を見せ、管理していく事の方が重要だと思われる。
7	きちんと条例に基づいた活動を心がけてほしい。選ばれたら「はい、終わり」の集まりになっているような気がする。
8	自治基本条例を厳守して、より良い市政運営をしていただきたい。
9	パブリックコメントによる民意の捏造が香川県のゲーム条例制定時にあり、民主主義の根底を覆すような悪質な問題でその後の対応も不透明で不信感が生まれた。丸亀市においてはそんな事がないように、民意に寄り添った運営をお願いしたい。

自治会について 9件

No.	意見内容
1	自治会未加入世帯への加入の促進。
2	20 年前自宅を新築した時に自治会に加入しようとしたが、土地を購入した時に不動産屋から自治会に入るには 10 万円必要だと言われたが、入居した時には 30 万円だと言われそれ以来加入していない。自治会なんていない。
3	自治活動に参加するためには、いくつかのハードルがある様に思われる。時間、人との関係等、顔や名前を出さない、時間にしばられない、もしくは空いた時間で気軽に参加できる、そういった仕組みを作ってほしいと思う。年齢、性別、職業、何にもしばられないよう、条件を広くすれば人々の参加が望めるのではと考える。
4	内容、運用等についてはよく分からないが、まず、自治の最小単位とも言うべき、自治会への加入率を改善する、これが最優先ではないか。共助の前提になるものであると思うが、住民の二極化が進めば、この条例の意義さえ問われかねないと感じる。
5	最近は同居している子どもたちが結婚すると別居生活になる場合が多い為、自治会の高齢化が進み、自治会長や会計等の世話ができなくなり、自治会の維持が困難となっている。
6	丸亀に住んで 30 年以上だが、自治会に入るためにはかなりのお金が必要と言われ入っていない。地域のつながりは子どもが成長してからは全くない。私が退職したらもっと自治について考えることになると思うのだが。
7	自治会に参加されない方が増えている感がある。自治会に入会するメリット等をアピールしてはどうか。市政の情報告知の為にも必要だと思われる。
8	自治会に入れない。仕事で残業が多く休みが固定化していない。こんな方は自分だけではないと思う。認知症の方も激増している。家に帰れず病人の世話をしている人も多い。自分のことは自分で責任を持つ事が難しい時代であると思う。
9	自治会に加入している世帯と未加入の世帯との格差をなくすべきだ。市のやっている事は自治会未加入世帯へのいじめでしかない。例をあげると、丸亀市指定のゴミ袋を加入世帯には無料配布するが未加入世帯には配らない（納税者であるのは同じなのに）。市は自治会加入率を上げたいようだが、指定ゴミ袋に【自治会に加入しましょう】などと印字しているようでは、加入率は下がる一方だと思う。未加入世帯一軒一軒に足を運んで、何故自治会に入らないのか、それぞれの世帯の事情を聞く姿勢を持ってみてはどうか。自治会未加入世帯をこの丸亀市で住みにくくし、追い込んでいるように思えてならない。

暮らしを支える福祉の充実について 7件

No.	意見内容
1	高齢者、障害者に優しい町づくりを希望する（細かい心配りのある丸亀市になれば）。
2	多くの人が居住したくなる街づくりを願っている。人口が増えない限り、先は見えてこない。
3	デジタル化が進む中、高齢者はついていけない。スマホの講習会やデジタル化に少しでもついていけるよう、講習会の回数を少しでも増やしてもらいたい。
4	子ども達や孫達が丸亀市を愛して住み続けたいと思うような、魅力溢れる街であってほしい。
5	子育てしやすい町をつくってほしい。

No.	意見内容
6	10 万円の事もだが、市民はお金が必要とは言っていない。あったら子どもに色々してやれるし、ありがたい。しかしそれがのちに子どもの負担になるなら、子どもたちには丸亀市を離れる事を勧めるだろう。これからが良くなることを考えてほしい。すぐに要らなくなる大規模接種会場もいらないと思う。それならばたくさんの仕事があり、子育てしたくなる市にして頂きたい。
7	私は地元ではない為、地域に対する愛がない。だが、子どもや高齢者が暮らしやすい町にしてあげてほしいと思う。

地域コミュニティについて 6件

No.	意見内容
1	近くにコミュニティーセンターがあるが、ほとんど利用したことが無い。活動内容もよく分からない。いつでも誰でもが気軽に利用出来るように取り組んでもらいたい。老人会のみの活動しか見当たらないように思う。
2	県外、市外から移住（丸亀市）した人はコミュニティに参加することが無い。地方都市独特の閉鎖的なイメージしかない。昔ながらの結束は良いが、他者を受け入れない息の詰まる市民性に落胆している。特に市役所。
3	自治と言うと近所の自治会で年配の方が取り組まれていたり、各学校や地域で個々に活動しているイメージが強い。子育て世代が自治に参加していくためにも、市民同士の横のつながりを持てるような組織・企画があればより良いと思う。
4	各自治会コミュニティは人数、活動量に大小があり、コミュニティに合わせて市の方も調整してほしい。年々世代間交代数が減少気味。
5	近所の方との交流が大切。家に在宅の障害者がいるが、民生委員の訪問が一度もないのはどうかと思う。数が少ないのか、ご高齢なのか知らないが、民生委員の大切さが理解されているのか。
6	もっと多くの人たちとふれあう機会や場所があれば参加したい。

財政運営について 3件

No.	意見内容
1	あまり運用にお金を掛けず税金を減らしてほしい。色々な市民がいて考え方が違う人も多いので、自分のしたいことは自分でした方が良い。税金をあまり使わず、市民からの徴収を減らしてほしい。
2	税収が下がり大変だと思うが、広い視野で将来を考えることは重要だ。必要なお金をしっかり使い、今後も取組んでいただきたい。
3	コミュニティ活動において助成金等が出ているが、必要以上に現金のばらまきをしているとしか思えない事案が多々ある。市民の税金は有効に使うべき。

市内の施設について 3件

No.	意見内容
1	綾歌地区に住む人も増えてきているので、もっと商業施設等を発展させてほしい。子どもがのびのび遊べる物を増やしてほしい。
2	マルタスは素敵な場所だ。若者が集まり、市民活動が活発になると思う。
3	マルタスのキッズスペースは絵本が充実していて良かった。

その他 54 件

No.	意見内容
1	ゴミ袋を無料にしてほしい。市長は公約を破らないでほしい。
2	下水道の整備。
3	他県のように大きな災害があった際の対応。台風等での家の浸水は今までも何回かあった。その際の市の素早い対応を期待している。
4	特に観光面での民間の声を多く取り入れることを望んでいる。
5	出来もしない事を公約にあげるのは詐欺だと思う。
6	市に関しては、皆様敷居が高いと感じている。あと、言ってもどうせという気持ちが強い。だから何も求めないという人の方が多い。
7	市民のことを考える。
8	生活保護の為あまり考えられず回答が無く申し訳ない。精神障害者なのでよく分からない。
9	市民が過ごしやすいように色々考えて頂き、感謝している。これからもよろしくお取り計らいいただきたい。
10	10 万円給付を公約にしたのだから、金額が変わるなら市民の意見も聞くべきだ。
11	市長はすぐに辞めるべき。公約を守らないなら続ける意味がない。議会が終わり次第、10 万給付できないなら辞めてほしい。
12	松永市長に申す。市長に選ばれたのであれば公約を実行すること。
13	普通に市民と向き合っていれば基本条例など必要ないのでは。
14	物事の善し悪しは理解できるし、他の意見を聞く事の大切さも知っている。何事も実施した後にもし誤りがあれば修正する勇気と実行力がある人がいることを望んでいる。
15	新市長が 10 万円→5 万円と言い出したので先行きが不安で仕方がない。市長は早く辞めないで、市民として恥ずかしい。5 万円も無理だろう。
16	10 万円給付は嘘なのだろうか。
17	ボランティア活動に参加して思うのは、市が責任をもって後ろ盾となって積極的にリーダーシップを取ってくれると参加者も安心して活動ができる。それぞれの取組において、市が責任を持つというのが前面に出て、理解してもらえれば、より多くの人が積極的に活動してくれるのではないかなと思う。
18	市長が公約を守らなければ市民も協力できないと思う。
19	田んぼが売りに出され、業者が買い取り、新しく買った家族が家を建てるという流れが早い。新しく来た家族と打ち解ける時間、場所が必要かと思われる。
20	今回、周りの人にも市に対して思うことを聞いてみた。皆さん口を揃えて新市長の公約違反について怒っているようだった。素人が 10 万円と言っていたなら信じなかったところ、市議をされていた人だから、歳入や歳出のこともご存じで、10 万円の算段があるのだろうと、票を入れた人たちが大勢いる。約束を守らない、守らなくても良いと思っているのかなと。マルタスもこんな立派な施設が必要だろうかなと思った。皆が一か所に集まる場所よりも、それぞれが各コミュニティで必要なサービスを受けられる事のほうが必要であると思う。税金は一部の人たちのために使われるべきでは無いと思う。必要なこと、生活や命に関わることに使ってほしい。
21	今年から年金生活で、内容が分からない。
22	公約はきちんと守ってほしい。コロナを言い訳にするのはおかしい。選挙前から分かっていた事。

No.	意見内容
23	このアンケートとは関係ないが、市長の10万円の公約の行方が気になる。約束を守れない人が市のトップになっても良いのか。不信感が募り、イメージが悪い。市長である以上、必ずこの不信感を取り除いてほしい。公約の大切さを感じた。
24	現首相のポリシー（自助・共助・公助）。人任せの政府は不必要。地方や国民に政府のやるべきことを押しつけているのは最悪。市議会は公約を守る事。
25	時間がないので難しい。
26	若い人に丸亀市をしっかりと守っていただきたい。
27	私は他県から丸亀に来ているが、香川県の人々は思っていることを口に出さない。また、災害が少ないからか、他人に対する思いやりが少ないと思う。
28	現市長は市民全員に10万円を支給するとの公約を掲げて当選を果たした。その公約の是非は別として、公約違反であり、選挙人を欺いた罪に問われるべき。議会において、十分な審議をしてほしい。リコールまたは選挙のやり直しが妥当だと思われる。
29	広く意見を聞くのは大切だが、決断はもっと大切だ。
30	最近の内閣のやり方に政治不信を抱いている。決定までの情報公開は大切だ。丸亀市に期待している。
31	市民として満足して生活している。
32	丸亀市民に5万円の給付金を出すという案があるが、その為に税金が上がったりするのであれば良い方がよい。それよりコロナに関することに使ってほしい。一日も早く予防接種が全員出来ることを願っている。市長になる為の10万円の公約は駄目なのでは。
33	自治基本条例の存在を知らなかった。市民にまちづくりに自主的に取り組むとあるが、フルタイムで働き時間、体力、経済的に余裕がなくとても無理だと感じている。勝手に一員にされても困るのだが、どのように意識を変えれば良いのか分からない。
34	市長は公約違反をした。そんなに市長になりたかったのか。
35	10万円がほしい。
36	給付金について：予算的に5万円が妥当なのは投票前から理解している。松永さんに投票したのは今任期中に行う3つの政策が示されていたから。梶さんは他地域から流入した者には理解不能だった。PCRセンターを立ち上げコロナ対策をした等主張しているが、専門家は異議を唱えている。これは一例、任期中に何をやるか全く示していなかった。ただ必要だから打ち出した政策ならこのタイミングで取り下げてはならない。 人権問題に対する決議を：中国のウイグル族の問題。非難決議を丸亀でもするべき。兵庫県等は自治会でも独自に議決している。先々中国から狙われる可能性は沖縄に近い程一定のリスクがある。ウイグル族以外に法輪功も断左されている。彼らは生体移植の検体に生きたまま提供されている。中国の生体移植の実績が異常に多いのである程度裏も取れるが。そういう犯罪者の国をしっかりとNOと出さないととんでもないことになる。国は儲け主義、その他事情もあり逃げ腰。とにかく平和ボケしないで多様な事にチャレンジして丸亀市を良くしてほしい。
37	市議会議員のレベルアップに期待する。
38	不満はないが、これからは市民にとってより良い、住みやすい場所になったらと思う。松永市長の力も必要となるだろう。未来を楽しみにしている。

No.	意見内容
39	給付金を市民一人当たり 10 万円支給すると言われていた。だが数日で半額とは納得が出来ない。市長は熟慮した上での公約だそうだが、給付金を半額にしたという事は熟考されていなかったように思われてならない。給付金を半額にすることの経済活性効果は半減、一時期だけだと思われる。国が支給した十万円の経済活性効果はあまりなかったと思う。効果は給付金の約 4 割程度だと聞いたように思う。丸亀市が 5 万円を支給しても効果はあまり無く、一時的ではないかと思われる。約百億円という金が一時的経済活性金に使われているのであれば、市民の健康増進や道路整備や医療福祉、高齢祝い金等に使用した方が良いと思う。住みよい丸亀市、住みたくなる丸亀市にする為に恒久的な政策をお願いしたい。まずは行政改革である。市職員の給料が、国の公務員給料より高いと聞いた事があるが本当か。また議会開催中は弁当が支給されているのか。上記の事が本当であれば改善して頂きたい。議会手当にしても考えてもらいたい。丸亀市議会議員に選出された議員は市民の代表である議会を開催して議論争が当然だと思う。それなのに何故議会手当が支給されるのか、疑問に感じる。民間企業で財政が苦しければそれなりの対処をしている。今までに何度も丸亀市に歩道や自転車道の整備をお願いしたが、財政が苦しいという事で 20 年程整備がなされていない。また 75 歳支給の高齢祝い金の打ち切り、健康相談日の短縮等をされている。これらの復活改善を先に行うのが本当だと思う。百億円の一時金も良いが住みよい街、安全安心の丸亀市にしてもらいたい。市の財政が苦しいという事で、職員の年次有給休暇のカット、超過勤務手当の不給、労働時間 1 日 30 分の超過勤務をさせられたのは労働基準法に違反であるので改善を申し入れたが受け入れてもらえなかった。このようなことが行使されないような改革をお願いしたい。これからの丸亀市が住みたくなる街、安全安心の街等になるように、一時的な行政改革でなく長期に渡る健全な市政を行ってほしい。議会での議員に対しても理事者の答弁は多数が原稿の棒読みである為解答になっていない。行政の改革をお願いしたい。 アンケートについてだが、本当に丸亀市の憲法という丸亀市自治基本条例プランのアンケート内容か疑問な点が多々ある。何故このアンケートの解答時間を 15 分と決めてあるのか。15 分では真の解答は無理だと思われる。自治法だが、今日までにどんな時どのように使われたのか、使われてどのくらいメリット・デメリットがあったのか。自治基本条例ですが、丸亀市民がどのくらい周知理解されているのか、また職員が内容を知っているのか疑問である。この自治法については内容も分からない。何故「○印」を限定してあるのか、行政改革プランを作成するからには「限定」は必要がない。市長表彰にはどのようなメリットがあるのか管理者や市議会議員にお聞きした所、返答は一部の老人が喜ぶから行っている、別にメリットは無いとの事だった。市民を小馬鹿にしているような発言だと思った。私事だがコミュニティーセンターでの色々な行事等に携わってきた。コミュニティーセンター内の植木の剪定や予防を約 5 年間行ってきた。また桜等も寄贈した。剪定道具や予防の薬は全部自腹、ゴミ袋も自腹。ある時市にゴミ袋を預けないかとお願いすると、勝手に剪定しているので、個人には出せないとの返答を頂いた。また市議会議員にはボランティアでしている私に、よい儲けをしているのではないかと言われた。この丸亀市自治基本条例の改革プランのアンケートは他者に厳しく身内に甘い改革であると市民から論されそう。

No.	意見内容
40	40代の頃に10年、60歳になり再度住み始め10年になる。40代の時の丸亀の方が穏やかで住みやすかったと感じる。そこそこきれいで住みやすい市だが、人々の心の在り方に違和感を覚える事が多い。災害の少ない県、市の為かと思われる。行政も公共事業に偏りが多く感じる。老人問題ばかりではなく、幼児、小学、中学、高校と教育に力を尽くしてほしい。私も老人で、ありがたいと感じるものの、老人に使う費用を削ってでも教育を大事にして頂きたい。アンケートを回答し、私も丸亀という町を私も勉強しなくてはと思った。私は香川県が嫌いだが、好きになるよう努力する。 先日初めて市役所へ行った。あそこまでお金をかける必要があったのか。市民会館と一緒にすると何か方法があったのではと疑問に思う。市民の心から離れた行政。誰に聞いても市役所を良いと言う人はいない。
41	4人に1人が75歳以上という超高齢化社会になってくる。若い人だけでは支えきれないので、70歳を超えても働ける健康長寿が多い丸亀市になれるように、勉強会を開いたらどうか。モデルとなる町を目指せるように仕組み作りが必要だ。
42	市長は市民に10万円給付を半減した理由をもっと明確に答えてほしい。議員経験もあったのだから、市の財政状態は分かっていたと思う。公約違反と捉えている市民は多数いると思う。
43	全ての方が責任と自覚を持って対応する事が必要だと思う。
44	10万円支給を公約にして当選した市長には多くを求めない。
45	市政の良さを増々発展させ、市民活動への原動力としてご活躍されている方々に、心から敬意を表したい。市の将来に大きな希望をもたせていただきたいと思う。
46	市長は公約を守ってほしい。市民を騙すなんてひどい。公約違反をするのであれば辞めるべき。言うだけなら誰でもできるし、子どもに対して恥ずかしくないのだろうか。当選したら無かった事というのは詐欺だ。
47	市長の一律交付金の公約が話題になっているが、私はそもそも、市役所の立て直しやお城の石垣の復旧、コロナ対策でお金が掛かるだろうに、そんな財源が本当にあるのだろうか。と懐疑的だった。更に、議会で可決されなければ支給できないのに、そのような説明もない。もし否決されればますます市民の不満は募るし、こういうところから政治への不信感が募るのだと思う。
48	親が元気なので親任せが多い。
49	どうでもいい。
50	誰が・いつまでに・何をするかを責任を明確にする。
51	学も知識もない人に市政を任せるな。
52	市民参画をする上で、松永市長の選挙公約であった10万円支給をあてにしていた市民がおり、10万が減額されることによって家計計画に齟齬が生じて参画が難しくなっている。市民参画を促すのであればまずは選挙公約違反を改めるべきと考える。
53	新市長の見通しの悪い選挙での発言が疑問だ。給付金を配布する余裕が無い状態で10万円給付案を選挙でアピールするのはおかしい。そのような事をしているから選挙への関心の希薄化や不信感を持たせるのだろう。減額するにしても、『公約違反では無い』と言うより、自分の見通しの甘さを市民へ報告し減額を報告した方がまだ皆さんの理解を得られたのではないだろうか。
54	理念は素晴らしいので、これに則して動けたらと思う。

自治基本条例に関するアンケート

【調査用紙】

自治基本条例についておたずねします

■丸亀市自治基本条例(平成18年10月施行)とは

地方分権が進むなかで、地方自治体の環境が大きく変わり、特色のある自治体運営が求められています。そこで丸亀市では、市民のみなさんとともに個性豊かで自立した地域社会をつくるために「丸亀市自治基本条例」を制定しました。この条例は、丸亀市の“憲法”ともいうべき条例で、丸亀市の自治の基本となる理念・原則を明らかにするとともに、市民の権利や責務、市議会の権能と責務、市長や市職員の責務、市民参画と協働(※)、市政運営の原則などについて明確にし、「まちづくり」に関する基本的な考え方について定めています。

(※) 市民参画…市の政策の立案や実施、評価に至る過程に、責任を持って主体的にかかわること。

協働(きょうどう)…市民と市が、それぞれの責任と役割分担にもとづき、おたがいの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うこと。

問15. 「丸亀市自治基本条例」を知っていますか。(1つだけ○)

1. 内容をよく知っている
2. 読んだことがある
3. 読んだことはないが、名前を聞いたり、見たりしたことはある
4. まったく聞いたことがない

問16. 問15で1～3と回答した方におたずねします。
「丸亀市自治基本条例」を何で知りましたか。(○はいくつでも)

1. 広報「まるがめ」	2. 丸亀市のホームページ
3. 丸亀市の研修会・出前講座	4. 丸亀市のチラシなど
5. ケーブルテレビ放送	6. 市議会テレビ中継
7. 友人・知人や家族	8. その他()

～自治基本条例（抄）～

（コミュニティ活動）

第12条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。

2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。

（市民公益活動）

第13条 市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

（協働）

第20条 市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。

2 市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。

問17. コミュニティ活動や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。 （1つだけ○）

1. 現在も積極的に参加している	2. 現在もときどき参加している
3. 過去に参加したことがある	4. 参加したことはないが、今後参加してみたい
5. 参加したいと思わない	

問18. まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。 （3つまで○）

1. 時間	2. 活動する場所
3. 健康や体力	4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ	6. 一緒に活動する仲間
7. 活動団体や活動内容に関する情報	8. その他（ ）

問19. 上記の自治基本条例第20条には、「市民及び市は、（中略）協働してまちづくりを進めるように努めなければならない。」と規定されていますが、丸亀市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。 （1つだけ○）

1. 非常に進んでいる	2. 進んでいる
3. あまり進んでいない	4. 進んでいない
5. 分からない	

問20. 丸亀市では、これからの協働のまちづくりの拠点施設として、令和3年3月22日に市民交流活動センター（愛称：マルタス）をオープンしました。このマルタスにどのようなことを期待しますか。（〇はいくつでも）

1. 様々なワークショップなどの開催	2. 新しい人との出会いやつながり
3. まちの情報（観光やイベント）の提供	4. 市民活動に関する相談窓口の存在
5. 大学や企業などと連携した企画の実施	6. その他（ ）
7. 特にない	

～自治基本条例（抄）～

（情報の公開及び共有）

第14条 市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた市政を実現するため、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問21. 日ごろ、どのような方法で市政に関する情報を得ていますか。（〇はいくつでも）

1. 広報「まるがめ」	2. ホームページ
3. 市公式フェイスブック	4. 市公式インスタグラム（マルカメラ）
5. ポスター、パンフレット、チラシ	6. 情報公開コーナー
7. 出前講座	8. 市の窓口（電話での質問を含む）
9. 議会の傍聴（テレビ中継を含む）	10. 自治会、コミュニティ、回覧板
11. 新聞、テレビ	12. 友人、知人、家族
13. その他（ ）	

問22. あなたは、丸亀市からの情報発信について、どのようにお感じになっていますか。（1つだけ〇）

1. 満足している	2. どちらかといえば満足している
3. 普通である	4. どちらかといえば不満である
5. 不満である	6. 分からない

問23. 問22で4または5と答えた方におたずねします。
不満と感ずるのはなぜですか。(〇はいくつでも)

1. 必要な情報が発信されていない	2. 情報量が少ない
3. 情報発信が遅い	4. 内容が分かりにくい
5. 情報発信する手段が少ない	6. その他 ()

～自治基本条例（抄）～

（参画）

第16条 市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

（政策形成及び実施過程への参画）

第17条 市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント（※）、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。

3 前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。

（※）パブリック・コメント…

市が、計画の策定や条例の制定などの過程において、案を公表し広く市民意見を求め、寄せられた意見を取り入れながら政策を決定していく方法。

問24. これまでにどのような方法で、市政に参画（市政を考える場に参加したり、計画策定・条例制定などに参画したり）したことがありますか。(〇はいくつでも)

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. 市民説明会への参加
5. ワークショップへの参加	6. アンケート調査（本アンケートを除く）への回答
7. その他 ()	8. 参加・参画したことがない

問25. あなたがこれから市政に参画する場合、どのような方法で参画したいと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 市政への提言・意見提出	2. パブリック・コメントの提出
3. 審議会の公募委員への応募	4. 市民説明会への参加
5. ワークショップへの参加	6. アンケート調査への回答
7. その他（ ）	8. 参加・参画したいと思わない

問26. 自治基本条例の内容や運用に関するご意見・ご要望がありましたら、下の欄にご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

アンケート結果による検証ワークシート

1. 自治基本条例の認知度（問 15、16）について

《アンケート結果の該当箇所》

12～15 p、自由意見 27～28 p 「自治基本条例の内容、周知方法について」、
30 p 「行政運営について」

《問題点と対策》 委員から提出された意見

- ①昨年度末より色々資料を読ませてもらったが、「自治基本条例」という条例自体の認知度を市民に直接聞くのは難しいと思う。なぜなら、条例自体はあくまで理念であり、その法律用語の羅列から市民が具体的なイメージを抱くのは難しいと考えるからである。30 頁の「行政運営について」に寄せられた 6 番目の記述は、理念よりも運用における問題点を指摘しているように思われる。むしろ今後は、この条例に則って自治体が行った様々なサービスや企画の個々の評価を聞くほうが良いように考える。
- ②あらたまって「自治基本条例」についてお聞きすると、概ねこのような結果になると思う。ただ皆さん、社会生活をする中で自治基本条例に沿った行動や言動を行なっていると思う。認知度を上げることに限定すれば、広報に掲載や自治会長会議を利用することも必要だろう。
- ③（自治基本条例の内容、周知方法について）
 - ・言葉や表現方法が分かりにくいといった点については、概要を分かりやすく伝える広報を行う。（例えば、初と京極くんの自治基本条例教室のシリーズ化など）
 - ・概要版では、イラストなどを効果的に使用し、身近な生活のどこに関連するか具体化した表現を行う。（行政運営について）
 - ・民間メディアが住みよさランキングを公表し、丸亀市は長く四国上位を継続していたが、現在は県内でも 3 位となっている。市民はこうした情報に敏感に反応するので、少しでもポジティブな印象が伝わる行政運営が求められていると感じる。
- ④ホームページにアクセスする市民は少ないが、広報「まるがめ」はよく読まれているので、「初と京極くんの自治基本条例講座」を連載することで周知する。
- ⑤自治基本条例の周知、認知について
広報や学校で子どもたちへの啓発、コミュニティへの啓発等、継続していくことだと思う。
- ⑥自治基本条例の認知度は比較的低く、6 割強が聞いたことがなく、読んだことがあるが 1 割未満。年齢が高くなるにしたがって興味・意識傾向が若干あるように読み取れ

る。自由記述（意識のある層の意見）の中で広報の必要性・ニーズがある反面、分かりやすい広報（見せ方）の問題が見え隠れする。現状の広報を分析して、分かりやすくする必要があるのではないか？現在の広報はそのままに、まずはわかりやすい広報が、また市としての姿勢、アピールなどが必要かも。

行政運営については、形式的にならないように市民に寄り添った姿勢が大事。現在よりよくなればよい。

⑦全世代で認知度が低い

→条例を周知するには、別途、表現を柔らかくしたり、専門用語に解説を加える等といった工夫を凝らした、条例の解説集のようなものが必要だと考える。

⑧自治基本条例の認知度が低く、また、前回より「まったく聞いたことがない」が増えている。意見・要望からは「わかりやすい表記や説明」が求められている。幅広い年齢層に、わかりやすく周知する工夫が求められる。現在、知っている人は年齢層が高く、広報誌から情報を得ている。これは広報がわかりやすいと評価できるが、若い層への周知は、SNSでの発信が効果があるのではないか。アンケートの意見から「まるがめクエスト」の活用などのアイデアがあった。ゲーム感覚でクイズに答えると、おのずと自治基本条例に触れる機会になる等の創意工夫が必要。

⑨世代を問わず、よくわかっていない人が多い。たくさんの人が使用するSNSを活用して、だれでも簡単に簡潔に理解できるようにする必要があると考える。

⑩条例の認知度を上げるためには、自治基本条例が市民にとって必要であるメリットをわかりやすく知らせるしかないと思う。条例の名前も漠然としてわかりにくい。職員、市長、市議会議員の方がこの条例に興味があるように感じたことがない。

2. まちづくり活動への参加（問 17、18）について

《条例の該当箇所》

第 12 条：コミュニティ活動、第 13 条：市民公益活動

《アンケート結果の該当箇所》

16～17 p、自由意見 31 p 「自治会について」、32 p 「地域コミュニティについて」

《問題点と対策》 委員から提出された意見

①自治会入会に高額のお金がかかることに衝撃を受けた。自分の住民票のある自治体の自治会の年会費は 2,500 円くらい。自治会未加入でもゴミを出せるし、問題なく近所付き合いしている。主な活動は子ども神輿、町内清掃、歳末の火の用心見回り等。丸亀市の自治会はなぜこんなにお金がかかるのか。この金額が必要であるならば、現状で自治会への加入を促すのは難しいと思う。もし、これが真実でなければ、まず自治会について正確な情報を発信する作業が必要だと考える。アンケートを読む限り、自治会をもっと開放的な組織に再編成すると共に、ゴミ収集等のサービスを自治会活動と切り離す必要があるように思われる。

②アンケートの中で、地域への転入者が自治会に加入するときに入会金として 10 万円以上請求され、入会を断念するケースが記載されている。自治会加入者を増やし、自治会活動活性化を図るためには、この多額入会金を解決すべきである。

③コミュニティ活動が分からない、閉塞的というご意見。コミュニティセンターを拠点とした活動は生活支援をベースにした取組みです。確かに外から飛び込んでいくのは、最初気を使います。私自身、企業や他の行政機関のトビラを開ける時は、勇気がいります。しかし話しかけてみてください。地域のこと、行事のこと、丁寧に説明してくれます。

自治会については、いろいろな意見があると思いますが、入会して少しずつ自分たちの行動カラーに変えていこうという気持ちも必要です。私も 27 年自治会長を継続中で、ボランティア活動は増加していますが、昔風のルールはすべて変えた。この組織も「生活支援」がすべてだと思って取組んでいます。

④（自治会について）

- ・丸亀市連合自治会が発行する「自治会のしおり」には、自治会に加入することの多くのメリットが記載されており、大変有用な資料であるが、自治会未加入者の目に止まる機会が少ないように思う。
- ・自治会未加入者（特に若い世代）には、「自治会を起こしましょう」といった自発的行動を促す呼びかけも効果的ではないかと感じる。

(地域コミュニティについて)

- ・「丸亀市におけるコミュニティ活動」が、市外からの転入者に正しく理解されているか疑問に思う。全世帯に配布される市広報誌等でのコミュニティ活動の情報提供は、一層強化継続するべきと思う。

⑤コミュニティ活動は、4割の参加経験が、7割の参加意思がある。興味のある現れではないか？必要なのは時間・きっかけ・情報で、今のマルタスに求められるものではないか？

自治会については、加入率の問題や、加入や参加するにあたっての各自治体・コミュニティの雰囲気、住民各々の事情などの問題が見える。地域によっても事情が違ったりかもしれない。現状を分析して、考えなどを整理する必要があるのでは？そのような情報を共有してはどうか。自治会の目的やメリット・デメリットなどをしっかり説明・理解してもらう必要があるのでは？

⑥私は丸亀に住んで45年になりますが、連合自治会がどうなったのか、地域コミュニティ、コミュニティセンターなどの組織図がよく把握できていません。わかりやすい組織、活動内容、運営方法が必要だと思います。

⑦自治会加入のことや、意見にあるような難しさはあると思いますが、市民が参加したことがあるのは身近なコミュニティでのことが多いのではと思います。まちづくりにおいてコミュニティは、特別にではなくても、多くの人が市民参画の意識を持てる身近な場・機会だと思います。

⑧参加したくない人はどの世代も3割程度、参加するきっかけがあれば参加できる人も多いことがわかる。若い世代が参加するきっかけづくりが課題である。また、自治会の役割やあり方をこれからの世代の人が運用できるよう改革は必要。

⑨・住民が時間、場所を問わずに参加できる住民活動の展開、活動参加のきっかけづくりが必要だと考える。(条例の浸透も大事だが、こちらの方が早急に取り組むべき課題なのではないかと思う)

- ・アンケートにおいて、住民がどのような活動に参加してみたいか、参加できるか等といったことを深掘りしてみてもどうだろうか。

- ・「自治会に加入しないと、ゴミ袋を提供しない」という記述がアンケートにあったが、私自身、これを読んで、このようなことも市民活動に参画する人が増加しない要因になっているのではないかと感じた。

3. 協働（問 19、20）について

《条例の該当箇所》

第 20 条：協働

《アンケート結果の該当箇所》

18～20 p、自由意見 32 p 「市内の施設について」

《問題点と対策》 委員から提出された意見

①丸亀市が投げかけている「協働」という言葉を市民が掴みかねているという印象。

マルタスに期待することは、場としての機能なのでよくわかる。ただ、自由回答を見る限り、各地区の中でコミュニティセンターや福祉事務所があまりうまく機能していないところがある。各地区における役所の出先／委託機関が当該地区住民にもっと積極的に働きかける必要があるのではないだろうか。

②丸亀市（行政）と市民との協働、具体的に言えば市とコミュニティ、更に NPO との協働と理解している。コミュニティ組織からの意見になりますが、市民の相当な割合でコミュニティ組織の活動を理解されていない、理解しようとする意志が弱いと感じています。現実には自治会加入、環境への取組み、防犯対策（青少年に関すること）、道路問題等多くの事象にて稼働していると思っています。特に農業従事者に協働の原点、コミュニティに興味が薄いと感じています。

③「協働」の言葉の意味が難解であるために、「分からない」という回答が圧倒的に多いのではないかと思います。

→「協働」の言葉の意味を理解できるようにするためには、どのような活動が協働にあたるのかといったことを他の自治体の事例等を挙げながら、解説していき、これをアンケートや市の広報誌やホームページ等に掲載してみるのはどうだろうか。（この言葉を解説するのは、非常に難しいと思いますが）

・マルタスをより良い施設にするために、住民が具体的にどのようなサービス、イベントを望んでいるのかをアンケートで深掘りしてみるといいのではないかと思います。

④協働について「分からない」という意見や「進んでいない」という意見が多いのは、協働に関する説明や現在の動きが見えていないからではないか？

市民の施設・マルタスの期待は市民の期待の表れである。裏切らないよう、飽きられないような運営や企画が必要ではないか？

⑤・協働について、協働とは何か等ホームページにもう少し詳しく分かるようなものを掲載してもいいのでは。

- ・アンケートで、マルタスにまちの情報（観光・イベント）の提供を求める割合が多くありましたが、マルタスの目的から離れてはいないかと感じました。拠点として、これまでと違う新たな展開が期待できると思うので、マルタスの役割と目的が明確に認知されるようになればと思いました。交流と市民活動両方の成果と、スペースの活用についての検証は必要だと思います。

⑥マルタスの運用には期待がある。この機会に市民活動が広まればよい。

⑦マルタスは洗練された建物で中身も都会的だと思います。今までの生涯学習センター利用者の中には不便さも感じたと思います。市民の意見よりコンサルの意見が濃いつと感じました。

4. 市政に関する情報を取得する方法、市からの情報発信（問 21～23）について

《条例の該当箇所》

第 14 条：情報の公開及び共有

《アンケート結果の該当箇所》

21～24 p、自由意見 29 p 「情報の発信について」

《問題点と対策》 委員から提出された意見

①テレビを除くと、広報誌と回覧板が機能していると感じた。自由回答を読むと、新旧の住民間に距離があるという印象を持ってしまう。新しく移住してきた住民対象にもっと情報発信サービスがあった方が良いのかなと思った。

②「情報量が少ない」が 1 位を占めているが、ページ数（広報まるがめ）があと 1～2 割くらい加えると良いのかと思うし、読者の広場的なものが充実していればと思います。

③市政情報を広報「まるがめ」から取得する市民が 85.4%と高いことから、今でも充実していると思うが、さらにわかりやすい紙面を望みます。

（アンケート回答に広報「まるがめ」が届かなくなったとありますが、私の事業所も配布されなくなりました。）

④市報（ポスティング）や、回覧、メディア、ロコミ、HP、パンフ、チラシ、ポスターなどはいずれもそれなりに効果があると思う。発信力については 7 割が普通と見え

る。不満は裏返し期待の表れではないか？

情報の少なさ・分かりにくさなどが課題か？必要な情報の見せ方の問題、情報公開のニーズの問題もあるかもしれない。

⑤（情報の発信について）

- ・情報化社会と言われながらも、情報は自ら取りに行く必要がある。旧綾歌・旧飯山地区では定刻に情報が流れる有線放送があったが、高齢者には、意識せずとも情報が入ってくるような仕組みも効果的かもしれない。
- ・行政サービスの I C T 化については、人が機器に合わすのではなく、機器が人に合わせるようなシステム構築を意識すべきと思う。

⑥広報で情報収集をする方が増えているので、それと同時に SNS 発信するのもいいと思う。

⑦坂出市は県知事のように市長の定例記者会見をしています。丸亀市では見ていません。ケーブルテレビのニュースも坂出市は毎日 30 分きめこまかい内容です。丸亀市は 15 分。薄っぺらなニュースだけです。出資者として、市もケーブルテレビをうまく活用してください。

⑧情報は得ようと思えば多くある中で、必要な情報が配信されていない、少ないと感じた人の理由とニーズは何だったのか知りたいと感じました。

⑨満足度はふつうだが、情報量が少ないと感じている。市民はどのような情報発信を期待しているのかを調査してみてもどうか。

⑩住民がどのような情報を必要としているのかをアンケートで深掘りするべきだと考える。

→その結果を基に、それぞれの部署間で情報提供が円滑に行える体制を構築すべきだと思う。

5. 市政への参画（問 24、25）について

《条例の該当箇所》

第 16 条：参画、第 17 条：政策形成及び実施過程への参画

《アンケート結果の該当箇所》

25～26 p、自由意見 28～29 p 「市民参画について」

《問題点と対策》 委員から提出された意見

- ①参画率は低く、参画方法は「アンケート」と考えておられる方が多いので、これからもアンケート実施は必要なのだと思います。ただ、もう少しわかりやすい文章にした方が良いのかもしれない。また、1でも述べたように、市民にとっては、理念を述べた条例自体について尋ねるより、その理念に基づいて行われている様々なサービス・イベントについての評価を聞くほうが良いのかな、という印象。とにかく新住民の不満が強い。アンケートの結果が、具体的に政策に反映されている、ということももっとアピールした方が良い。少子高齢化や過疎化対策として I ターン移住者奨励を考えているのであれば、親しみやすい行政窓口、分かりやすく公平な行政サービスは必要だと思う。
- ②市民の皆様、行政に関心がある中で時間的に制約が少ないアンケート調査で参画したいということ、極力この方向での市政参画を目指すと良いのではないのでしょうか。
- ③・参画のきっかけ作り
→開かれたものにする、特典を付与する等の工夫が必要なのではないかと思う。
・アンケートを紙媒体に限らず、LINE 等の SNS からでも回答できるようにする、回答時間に考慮したアンケート（聞きたいことを絞ったものにする）にする等といったことも検討してみてはどうだろうか。（アンケート結果にそのような記述があったので）
- ④一部に市政参画へのあきらめとも思える部分も見える。市民の意見の吸い上げ・検討・反映・説明不足か？
市政参画の方法で「アンケート調査への回答」が多いことは、出来る範囲での参加の表れではないか？参画方法の十分な広報や参加しやすい雰囲気作りも必要か？
現在の参画方法も評価できるが、新たな方法の検討も必要か？
- ⑤パブリックコメント、意見の提出、公募委員以外にも、アンケートの項目にある市民説明会への参加や、ワークショップやアンケートも含まれるし、選挙やふるさと納税とかも含まれるのではと思います。参画の方法もホームページに加えてもいいのでは。

⑥行政からの積極的な情報提供と説明義務の履行、これに基づく「責任ある市民」の意見を受け止める体制がなければ、市民参画は進まないと感じる。

⑦自由意見の多彩なことに驚きました。自治推進委員会に参加していただいたら活性化する事間違いありません。裁判委員制度のように無作為に選び「やってみませんか」と呼びかける方法もあるかなと思いました。

協働という行政用語はわかりにくいです。

条文・運用検証のワークシート

丸亀市自治基本条例

※「改正」：条文の改正が必要、「運用」：運用の改善が必要、「維持」：現状維持。数字は、選択した委員の数を示しています。右の列に、選択の根拠となる問題点とその改善案などを記載。

(※)

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
前文								
			丸亀市は、讃岐平野の中央に位置し、飯野山、土器川とその周りに広がる田園は、讃岐の山並みへと続き、穏やかな瀬戸内海には島々が点在しております。温暖な気候風土は、産業を振興させ、人々の暮らしを豊かにし、まちを発展させるとともに、丸亀城を始めとする歴史遺産や伝統、文化を育んできました。 私たち丸亀市民は、ふるさとに深い愛着を抱いており、先人たちが守り続けてきた、豊かな自然や育まれた産業、培われてきた歴史や伝統、文化を受け継ぎ、次世代に引き継いでいかなければなりません。 私たちは、これからの地方分権時代における多様で個性豊かな地域社会を形成していくために、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、協力しなければなりません。私たちは、お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。 ここに私たちは、地方自治の本旨に基づき、丸亀市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。	1	0	7	【改正】前文の第2段落と、第8章の第24条第3項、第25条第2項とはどのように整合性を取っているのか。第3段落は新しい時代に沿った、市民の多様性や「個」を尊重する自治体作りを目指す、ということだと理解するが、やはり第2段落との併存イメージをどのように考えているのか知りたい。	【改正案】適切な文章が思い浮かばないが、「少子高齢化や過疎化が進む中、丸亀が育んできた地域文化や伝統の維持に努めると共に、新しい時代に即応した、多様性を受け入れる開かれた自治体づくりとの共存を目指す」といった、伝承と変革の双方を矛盾なく組み込んだ文言の方が良いように思う。

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
第1章 総則									
			目的						
1			この条例は、丸亀市における自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市長及び議会の権能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。	0	0	8			
			定義						
2			この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	0	0	8			
2	1		市民 市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。						
2	2		市長等 市長、消防長、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。						
2	3		参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与することをいう。						
2	4		協働 市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
			基本原則						
3			第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本原則とする。	0	1	7	【運用】第4号の「協働」について、どのような活動が市民活動と言えるのかがもう少し明確であるべきだと思う。		
3		1	市民及び市は、一人ひとりの人権を尊重すること。						
3		2	市民及び市は、互いに市政に関する情報を共有し合うこと。						
3		3	市民は、市政への参画の機会が保障されること。						
3		4	市民及び市は、協働してまちづくりを行うこと。						
3		5	市民の自治活動は、自主性を基本とし、尊重されること。						

条 項 号			条 文	改 正	運 用	維 持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
第2章 市民の権利及び責務									
市民の権利									
4	1		市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営むとともに等しく市の行政サービスを受ける権利を有する。	0	0	8			
4	2		市民は、市が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参画する権利を有する。						
4	3		市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。						
4	4		市民は、互いに対等な立場で前3項に規定する権利を行使することができる。						
4	5		市民は、市政への参画に当たり、自主性及び自立性が尊重される権利を有する。						
市民の責務									
5	1		市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。	0	1	7	【運用】第1項の「協働」について、どのような活動が市民活動と言えるのかがもう少し明確であるべきだと思う。		
5	2		市民は、政策形成等の過程に参画するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。						
5	3		市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
第3章 議会の機能及び責務									
議会の機能									
6	1		議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定めるところにより、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定のほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。	0	0	8			
6	2		議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する権能を果たさなければならない。						
議会の責務									
7	1		議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。	0	0	8			
7	2		議会は、自らの権能と責務に関する基本的な事項を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努めなければならない。						
議員の責務									
8	1		議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めなければならない。	0	0	8			
8	2		議員は、市民福祉の向上を図るため、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務								
			市長の責務					
9	1		市長は、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。				【運用】広聴業務で寄せられる意見件数が年々減少していることに対して、今後の取り組みに改善が必要なのではないか。	
9	2		市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。				【運用】市民からの意見・質問とその回答についてホームページには分野別に掲載されているが、視認性を高めるため、時系列にも掲載してはどうか。	
9	3		市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。	0	4	5	【運用】・第2項:「市長は市民の意向を適正に判断し、～」とある。広聴広報課での取り組みがなされ意見交換はしているが、適正な判断はどのようにされているか市民に分かりにくい。 ・第3項:「職員の能力評価」が見えにくい。適切な人材育成はどのようになされているのか。人材育成の課題、達成目標が明確であるか。 【運用】第3項に「市長は、職員を指揮監督し、～」とあるが、職員の能力の評価は難しいし、全職員だと多すぎて不可能であると思う。(追記:市長は、選挙の公約を忠実に守らなければならない。(公約違反は厳禁)) 【その他】第1項:市長は、市政の代表者として、丸亀市の品格を維持することが必要。	

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
			他の執行機関の責務						
10			市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。	0	1	8	【運用】具体的にどのように生かされているのかわからない。		
			職員の責務						
11	1		職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。	0	1	8	【運用】各研修や懇談会を可能な限りオンラインで開催すべきではないかと考える。(常に新しい情報を共有するため)		
11	2		職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。						
11	3		職員は、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない。						

条 項 号	条文		改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
第5章 コミュニティ活動と市民公益活動							
コミュニティ活動							
12	1	市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するものとする。	3	2	4	【改正】 コミュニティ活動では、防災や防犯等、安全も大切である。前文にもある「安全」を追記。 【改正】 コミュニティ活動では、防災や防犯等、安全も大切である。前文にもある「安全」を追記。 【改正】 安全・安心・安定の三つをセットで追記。 【運用】 コミュニティ活動推進のための環境や広報の手法について検証・充実が必要ではないか。その分析次第では職員の研修や資質向上の機会も必要。 【運用】 地域への情報提供体制の構築。(地域担当職員や協働推進員のような、地域コミュニティに身近な担当職員の役割をより明確にし、地域住民と自治体の部署間の橋渡し役となれるようにすべきと考える。また、市民アンケート(今年度実施)の結果から、市からの情報発信に関して「必要な情報が発信されていない」という回答が多かったことや、前回の自治推進委員会で委員の方も同様の意見を述べられていたことから、地域の情報を自治体の部署間で共有し、状況に合わせて、必要な情報を逐一提供できる体制の構築が求められるのではないかと考える。) 【維持】 コミュニティセンターの職員も市職員と同じ責務等を負う必要があると思う。 【その他】 コミュニティ活動が活発化できていない地区もある。地域の課題解決にあたっては、コミュニティセンターを活動拠点として積極的な取り組みが必要。	【改正案】 第1項「市民は、 <u>安全</u> で安心して～」 【改正案】 第1項「市民は、安全で安心して～」 【改正案】 第1項「市民は、 <u>安全・安心・安定</u> して～」
12	2	市長等は、前項に規定する市民の自主的な地区におけるコミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な施策を講じなければならない。					

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
			市民公益活動						
13			市長等は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。	0	2	7	【運用】具体的にどのように生かされているのかわからない。		

条 項 号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
第6章 情報の共有						
情報の公開及び共有						
14	1				【改正】第1項:積極的な情報公開について、SNSでの発信が盛んな現代において迅速な情報公開が必要ではないか。「迅速に」を追記。 【運用】広報まるがめについて、何がどこに書いてあるのかが慣れていなければ分からない紙面の構成になっている気がする。(例:課ごとの構成や目次等がないことなど)	【改正案】第1項「市が保有する情報を積極的に<u>つ</u>迅速に公開するとともに、～」。
14	2		1	4	【運用】丸亀市ホームページ「市民の意見」において整理されているが、年度ごと地域ごとのソートのPDFデータであるため、必要な情報に至るまでに時間がかかる。また、市民の意見分析報告(H26～H28版)を更新してほしい。 【運用】HPの表記内容を精査されてきた中で、市民目線で見たと時に情報がより届くように、更に興味を持ってもらえるように改善できる点はないか。 【運用】・地域への情報提供体制の構築。(地域担当職員や協働推進員のような、地域コミュニティに身近な担当職員の役割をより明確にし、地域住民と自治体の部署間の橋渡し役となれるようにすべきと考える。また、市民アンケート(今年度実施)の結果から、市からの情報発信に関して「必要な情報が発信されていない」という回答が多かったことや、前回の自治推進委員会で委員の方も同様の意見を述べられていたことから、地域の情報を自治体の部署間で共有し、状況に合わせて、必要な情報を逐一提供できる体制の構築が求められるのではないかと考える。)・まちづくり出前講座のオンライン化を検討すべきと考える。(状況・利用する団体に合わせて)	【改善案】今後のIT化推進を踏まえたデータベース構築ができれば、より情報共有がしやすいと考える。(例:「丸亀市議会会議録検索システム」など)

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
個人情報の保護								
15	1		市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。	0	0	9	【その他】障がい者家庭の支援活動をコミュニティと社協が連携して実施した際、市の主管部门に相談、具体的な取り組みを行おうとしたが、個人情報保護をたてに前進をはばまれた。個人情報の保護は厳正に行うものであるが、事案によっては、部局の責任者立会等を踏まえ、情報の開示を認める必要がある。	
15	2		前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。					
第7章 市民参画及び協働								
参画								
16	1		市は、市民参画を促進させるため、様々な制度や施策を講じて、広く市民が参画する機会を保障しなければならない。	0	2	7	【運用】市民アンケート問17により、まちづくり活動への参加は16%ほどである。また、参加したいと思わない人は30%、市民参加の促進のための策には、新たな取り組みが必要である。	
16	2		市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。					

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
			政策形成及び実施過程への参画					
17	1		市長等は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。	0	4	5	【運用】市HPの各項目の見せ方について共通していえるのが、パブリック・コメント、アンケート調査等の説明や結果が、文字だけで分かりづらかったり、図やフローが煩雑になっていて分かりづらかったりする。	
17	2		市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリック・コメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法で実施するものとする。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な検討期間を設けなければならない。				【運用】意見を求めるアンケート調査、パブリック・コメントは、さらに広く意見を求められる方法はないか。アンケート回答者の地域が偏っている。(地域活動に関心のある地域だからか?)形式だけの意見聴取にならないことが求められる。	
17	3		前2項に規定する意見を求める場合に関して必要な事項は、別に定める。				【運用】パブリック・コメントの周知や、幅広い市民の方々から意見してもらえよう、もっと工夫や熱量のある働きかけが必要だと思う。 【運用】パブリック・コメントの概要提供において、個々の案件を担当課も十分に理解すべきだと考える。(概要提供が必要か否かを適切に判断するためにも)	

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
			審議会等の運営						
18	1		市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として市民からの公募による委員を参加させなければならない。	0	0	9			
18	2		市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。						
18	3		前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
			住民投票						
19	1		市長は、市政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めたときは、住民投票を実施することができる。	0	0	9			
19	2		住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。						
19	3		議員及び市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。						
19	4		議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めたときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。						
19	5		市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
			協働					
20	1		市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。				【運用】協働の拠点であるマルタスでの活動が活発化し、まちづくり(なかまづくり)を促せる仕組みづくりやイベントの広報を行う必要がある。	
20	2		市長等は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとする。	0	5	4	【運用】HP(マルタス)について、活動団体について列挙するだけでなく分類分けすると分かりやすいのではないか。レポートがマルタスのものなのか、市民活動のものなのかが分かりづらい。市民活動が始めるにはどうしたらいいのか(概要)などを図を使うなどして分かりやすくしては。相談する前の興味付けが少ないように思う。マルタスに対する期待はあるようなので、それを市民活動の促進にも活かせるとよい。そんな仕掛けも必要では。 【運用】マルタスについては、その効果等を時間を置いてではなく随時検証する。(市民活動の窓口としての役割など) 【運用】今後、市民交流活動センターの成果をできるだけ具体的に市民に示していただくとともに、当初掲げられていた目標にどれくらい到達できているか、様々な角度から検証していただく必要があると思う。 【運用】アンケート結果から、「協働」という行為のイメージが浮かびにくい現状があることを知ったので、ガイドライン等に掲載する際には、課題を一つ例に挙げながら、イメージしやすくする等といった工夫が必要と考える。 【維持】今後年数を経過したころに、マルタスの成果等の評価を実施する。	

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	→	改正案・改善案
			自治推進委員会の設置						
21	1		市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	0	0	9			
21	2		委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。						
21	3		委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。						
21	4		市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。						
21	5		委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)		改正案・改善案
第8章 市政運営の原則									
行政手続									
22	1		市長等は、行政処分等に関する手続を定めて、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	0	0	8			
22	2		前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。						
説明責任及び応答責任									
23	1		市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。	0	0	8	【維持】「維持」で構わないが、アンケートの内容をみると、市民に対して分かりやすく説明し、声に耳を傾ける姿勢が必要かもしれない。		
23	2		市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならない。						
総合計画									
24	1		市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。	0	0	8			
24	2		市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。						
24	3		市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。						

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
組織								
25	1		市長等は、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するとともに、市民に分かりやすい組織の編成を行わなければならない。	0	2	6	【運用】組織横断的な活動が展開されるためには、個々の組織が互いに横で繋がっている必要があると思う。 →組織内で連携を取りやすくし、個人が必要とするサービスを効率よく提供するために。	
25	2		市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。					
財政の健全性の確保								
26	1		市長は、健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。	0	1	7	【運用】アンケート調査より、健全な財政確保に対し給付金等の丸亀市の現状への不安、不信感が募っている。納得のいく説明が求められている。 【維持】「維持」で構わないが、市民に対して財政の健全性をより分かりやすく説明する姿勢が必要かもしれない。(予算の使いどころの説明など)	
26	2		市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。					
出資法人に対する指導法等								
27			市長等は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営が健全に維持されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。	0	0	8		

条	項	号	条文	改正	運用	維持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
行政評価								
28	1		市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。	0	1	7	【運用】行政評価の実施における市民参加について、(その他のアンケートと同様)市民の声がさらに反映されるよう、SNS等広く意見徴収の場を設ける必要があるのではないか。	
28	2		市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。					
監査								
29			市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。	0	0	8		
国及び県との関係								
30			市は、国及び香川県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。	0	0	8		
他の地方公共団体等との関係								
31	1		市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。	0	0	8	【維持】瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンにおいて、医療、消防・救急等についての連携は進んでいるように感じるが、他の分野での連携が見えづらい。	
31	2		市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。					

条 項 号	条文		改 正	運 用	維 持	問題点・その他 (左記が「改正」、「運用」の場合)	改正案・改善案
第9章 最高規範性							
32	1	この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。	0	0	8		
32	2	市長等は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例及び規則等の体系化を図らなければならない。					
第10章 雑則							
	条例の見直し						
33	1	市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものかどうかを検討するものとする。	0	0	8		
33	2	市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。					
33	3	市長は、前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。					
	委任						
34		この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、市長等が別に定める。	0	0	8		